

④ あんしん声かけ体験（徘徊模擬訓練）の実施

現状と課題

認知症等による高齢者の徘徊が社会的な問題となっていることから、早期に発見し、徘徊の症状が見られる方とその家族を地域で支えられるよう、令和4（2022）年度に1か所、あんしん声かけ体験（徘徊模擬訓練）を実施しています。

認知症に対する市民の理解をさらに深め、市民全体での見守りの機運を高めるため、市内全域での実施が望まれます。

■ あんしん声かけ体験（徘徊模擬訓練）の実施予定回数（回）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	2	3	5

今後の方向性

すべての日常生活圏域で実施することを目指し、徘徊の症状が見られる方とその家族を支える地域づくりを行っていきます。

⑤ 認知症地域支援推進員の配置

現状と課題

認知症地域支援推進員は、認知症の方への支援施策を中心的に企画し、調整する専門員です。

現在、高齢者福祉課及び各地域包括支援センターに配置し、相互に連携をしながら認知症施策全体の推進を検討し、中心的に企画提案を行っています。

認知症相談会や、地域事情に即したあんしん声かけ体験（徘徊模擬訓練）などを実施していますが、生活圏域ごとに地域課題や資源も異なることから、地域の実情に合わせたさらなる推進が必要です。

■ 認知症地域支援推進員の状況と配置予定数（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員の配置状況	9	8		10	10	10

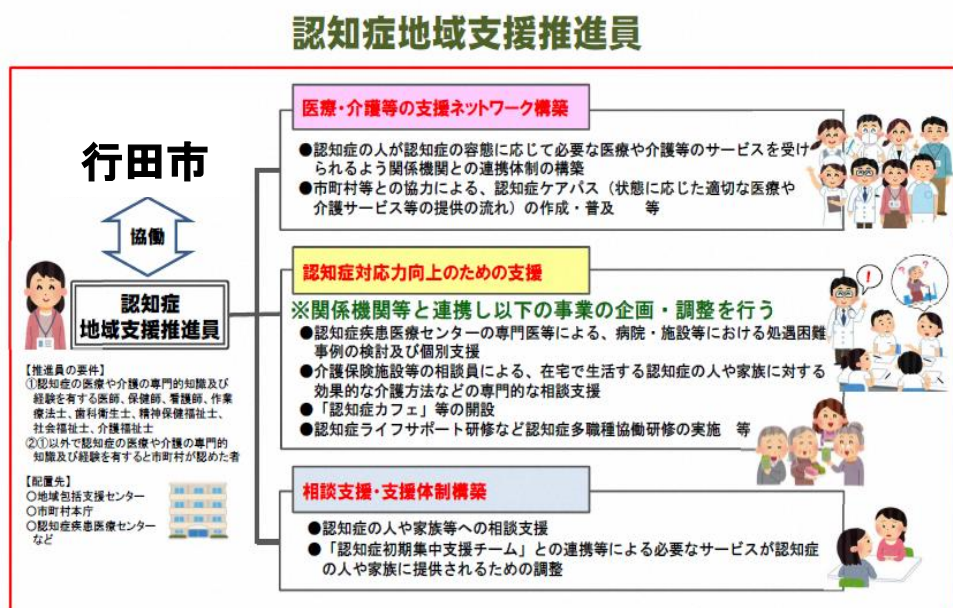
※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

今後の方向性

各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、身近な相談拠点を整備するとともに、地域の実情に即した事業の実施など、地域を含めた認知症施策のさらなる充実を図ります。

また、対象者のさらなる掘り起こしなどを進め、認知症初期集中支援事業や認知症カフェ等の必要な支援やサービスに繋げていきます。



⑥ 認知症相談会（個別相談、本人ミーティング、家族ミーティング）【新規】

認知症地域支援推進員を中心に、認知症に対する悩みや介護相談等を受ける個別相談を行います。また、孤立や孤独感、不安感の軽減や認知症の理解を深める「本人ミーティング」「家族ミーティング」を開催するとともに、ヒアリング機会を確保し、その声を施策に反映していきます。

■ 認知症相談会実施回数

(回)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	6	6	6

⑦ チームオレンジ体制の構築 【新規】

認知症カフェを核とし、認知症サポーター養成講座修了者交流会や交流会で実施する講座を受講した認知症サポーターと認知症地域支援推進員等で構成する「チームオレンジ」体制を構築し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげます。

⑧ 認知症初期集中支援事業

現状と課題

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施しています。

また、認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センターと協働で支援を実施するなど、地域包括支援センターの認知症対応力向上のための活動を行っています。

高齢化が進展する中で、認知症を抱える方は増加しているものの、認知症初期集中支援チーム対応件数は、増加していない状況です。潜在的な対象者の掘り起こしや事業への結びつけなどが課題です。

■ 認知症初期集中支援事業の状況と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム（チーム数）	1	1		1	1	1
認知症初期集中支援チーム対応件数	4	0		4	5	6

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

認知症初期集中支援チームの支援を必要とする対象者に支援が届けられるよう、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員と定期的に情報交換を行います。

また、より市民に身近な相談機関である地域包括支援センターへの後方支援を継続し、地域包括支援センターの認知症対応力の向上を図ることで、支援を必要とする方とその家族に対する早期介入と早期対応に向けたより一層の支援体制の強化を進めていきます。

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

⑨ 認知症サポート店の認証【新規】

認知症になっても安心して住み続けられる地域を目指し、認知症サポーター養成講座を受けたスタッフがいたる商店や店舗を、「認知症サポート店」として認証し、安心して買い物等ができる地域づくりを目指します。

■認知症サポート店の認証予定件数 (件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認証件数	5	10	15

⑩ もの忘れ検診（認知症検診）

毎年度末を基準日として50・55・60・65・70歳の方に対し、認知症の早期発見と早期治療を促進し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的として、もの忘れ検診（認知症検診）を実施しています。

また、適正な服薬管理及び治療を行うことを目的として、検診にて認知機能の低下が認められた方に対して、必要に応じ薬剤師が服薬に関する訪問指導を実施する薬剤師居宅療養管理指導も併せて実施しています。薬剤師が訪問することで、処方医と連携し、残薬や服薬の自己中断、重複投与等の有無を早期に発見し、服薬が正しくできるように支援します。

現状と課題

受診者数は、見込み量を大幅に下回っており、市民へのさらなる周知が必要です。

引き続きこの検診の重要性等を周知し、受診者の増加を図り、認知症の早期発見及び早期支援につなげることで、安心して地域生活を続けられるようにしていく必要があります。

今後の方向性

本検診は若年性認知症の発見を目的に行っているもので、特定健康診査やがん検診のお知らせとともに周知を行っていますが、見込み量を下回っているため、周知方法の見直しを行います。

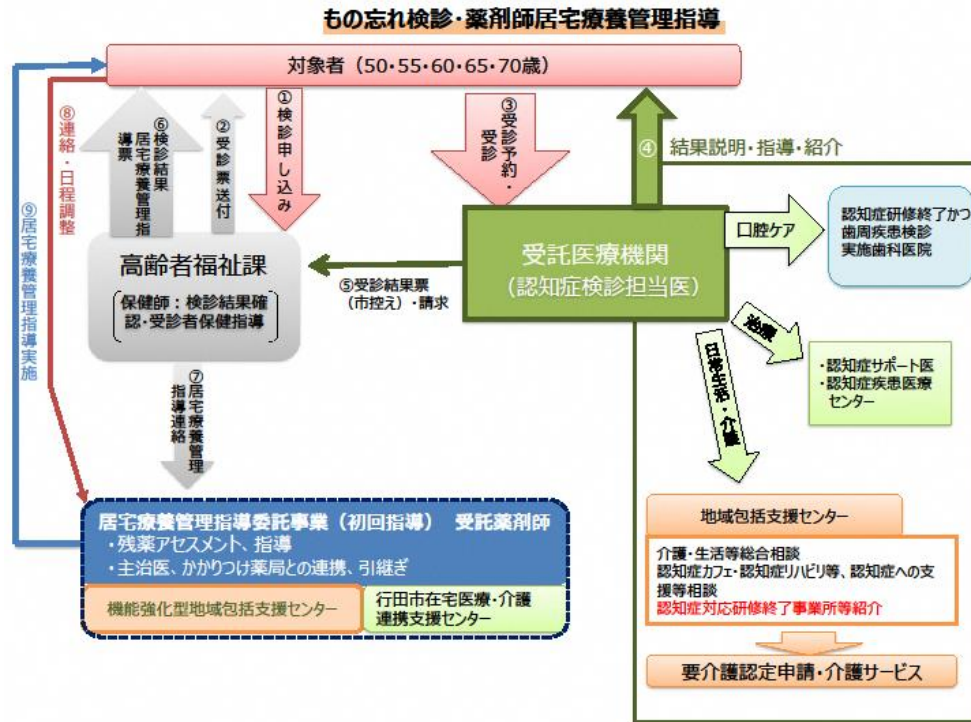
また、受診しやすい環境整備のため、電子申請を取り入れるなどの受診までの手続きの見直しを行います。

本検診は継続しますが、対象年齢（50歳、55歳、60歳、65歳、70歳）人口の減少及び実績を勘案し、今後の受診者数を見込みます。

■もの忘れ検診の実績と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数（人）	13	19		30	30	30

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在



⑪ 徘徊高齢者等早期発見シールの配布

現状と課題

徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止を図るとともに、徘徊高齢者等を在宅で介護する介護者またはその家族の精神的負担の軽減を図るため、靴やサンダル、杖などの持ち物等に貼る反射シールの配布を行っています。

登録者の捜索に役立つほか、保護された時の身元確認と家族への連絡を速やかに行えるよう、登録者の情報は行田警察署へ情報提供を行っています。

対象者だけでなく、地域で見守りを行っていただくためにも、サービスのさらなる周知を行っていく必要があります。

■シール配布状況

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布人数	15	17	

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

今後の方向性

今後、高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれているため、引き続きシールの配布及び周知を行うことで、徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止、介護者の負担軽減に努めます。

また、第2号被保険者の若年性認知症や高次脳機能障害の方にも活用していただけるように検討を進めていきます。



⑫ 徘徊高齢者等位置探索サービス事業

現状と課題

徘徊高齢者等の早期保護と安全確保を図るとともに、その介護者にかかる精神的負担の軽減に資するため、徘徊高齢者等の現在位置を知らせる端末機器の貸与等を行っています。

徘徊高齢者等早期発見シールの利用者数が増加していることから、貸与件数の極めて少ない状況が続いています。

■位置探索サービス事業の実施状況 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
GPS端末貸与数	0	0	

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

より効率的・効果的に見守りを実施できるよう、対象者の意見等を取り入れつつ、徘徊高齢者等の問題に対して総合的な見地から事業・サービスを検討していきます。

施策6 高齢者の保護及び権利擁護

(1) 高齢者への虐待防止対策等

高齢者への虐待は、その背景や原因の複雑さ、対応の困難さなどから深刻な問題となっており、高齢者の尊厳を保持するための対策が急務となっています。また、虐待に至る要因が重なれば重なるほど深刻化しやすく、解決も困難になると考えられます。

本市では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、「行田市高齢者虐待対応マニュアル^{*1}」を作成し、虐待を早期に発見し、関係機関と連携のうえ高齢者の安全確保や生活支援、さらに養護者に対する介護負担の軽減等の支援を行っています。

また、認知症などにより日常生活の判断に不安を感じる高齢者も増加していることから、これらの方々の権利擁護を図ることは、これまで以上にその重要性が増しています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るためには、互助としての地域での見守りや、公助としての各種福祉サービスの提供、金銭管理の援助等により、重層的な支援を行っていく必要があります。

さらに、判断能力の低下した認知症高齢者などのうち、身寄りがいない方など、当事者による対応が難しい場合においては、成年後見制度の利用を確保するため、当事者に代わり後見開始の審判の請求を行う必要があります。

高齢者の尊厳を確保し、かつ、安心した生活に寄与することができるよう、虐待対策及び権利擁護体制の充実に努めます。



第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

① 高齢者虐待対策の推進

現状と課題

虐待事案に対しては迅速かつ的確な対応が求められることから、虐待の早期発見のために必要となる取組や虐待が発生した場合の通報から高齢者本人や養護者への支援への流れ、関係機関の役割等を明記した「行田市高齢者虐待対応マニュアル^{※1}」に基づいた対応により虐待の早期発見・早期解決を図っています。

また、虐待を未然に防ぐため、高齢者虐待についての正しい知識や認知症への理解、養護者支援等をマニュアルに記載するとともに、行田ケアマネ連絡会、民生委員協議会、公民館等における講演等で周知を行っています。マニュアルには、早期発見への取組や虐待が発生した場合に、通報から高齢者本人や養護者の支援への流れ、関係機関の役割等を明記し、虐待への対応を行っています。

今後の方向性

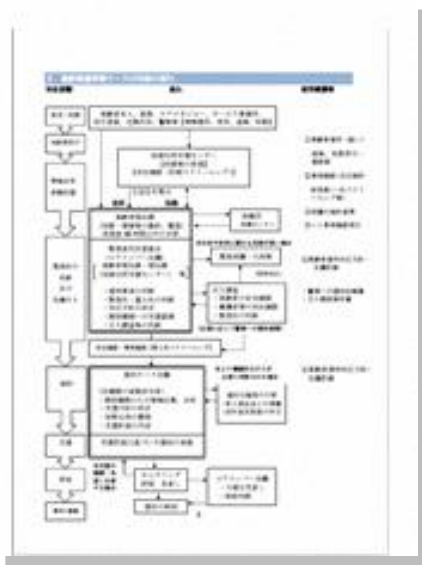
虐待事例の早期発見・早期対応のためには、市や地域包括支援センター、民生委員だけでなく、地域住民や介護事業者等の協力が不可欠であることから、市や地域包括支援センター等に速やかに相談や通報ができるような体制を整備し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」やマニュアル^{※1}に基づき迅速に対応することで、高齢者の安全確保及び虐待の解決を図ります。

また、必要に応じて老人福祉法による措置を講じるとともに、民法及び老人福祉法の規定に基づき、後見開始の審判の請求を行うなど、適時・適切に対処していきます。

※1

行田市高齢者虐待
対応マニュアル

平成27年3月
行田市



(2) その他の権利擁護

① 地域包括支援センターの権利擁護業務（地域包括支援センター）

現状と課題

地域包括支援センターの社会福祉士等が、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待や処遇困難事例、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談への対応や支援等を行っています。

■ 権利擁護業務の実施状況

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見等の相談	33	39	
虐待等の相談	16	10	
消費者被害等の相談	6	4	

令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

権利擁護に関する関係法律や制度等の活用により、引き続き権利救済に努めるとともに、より効率的・効果的な支援を行うため、社会福祉協議会やNPOなど関係機関との連携を深めながら、高齢者の権利擁護を図ります。

② 成年後見制度に関する体制の整備及び啓発の推進

現状と課題

後見開始の審判の申立てを円滑に実施できるよう、高齢者福祉課に社会福祉士等の専門職を配置するとともに、その育成・活用を図っています。

また、市民の成年後見制度に関する理解や認識を高められるよう、相談窓口におけるリーフレットの配布や講演会等の開催を行っています。

高齢化の進展や家族形態の変化等に伴い、後見を必要とする高齢者は増加が見込まれることから、それに対応できる体制を常に確保し続けるとともに、市民への啓発をさらに推し進める必要があります。

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

今後の方向性

老人福祉法の規定に基づき、引き続き後見の相談・対応等を行うことのできる職員の育成・活用に努めるとともに、リーフレットの配布や講演会の開催等を通じて、さらなる普及・啓発を図ります。

また、高齢化の進展などにより、成年後見制度を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、制度の普及及び促進を目的として、各種専門職との連携を図り、市民の権利を擁護するための成年後見センターの設置などを検討いたします。

③ 成年後見制度利用支援事業

現状と課題

成年後見制度の市長申立て等を行う際に必要となる経費や、成年後見制度を利用している低所得の方が成年後見人等に支払う報酬について、助成等の支援を行う事業です。

本市では、当該事業を実施するための予算を確保しているところですが、利用件数は少ない状況です。

■成年後見制度市長申し立て状況及び利用支援事業状況

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申し立て数	0	0		2	3	4
成年後見制度利用 支援事業利用者数	1	1		2	3	4

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

高齢化の進展による認知症の方の増加に伴い、成年後見制度を必要とする高齢者も増加が見込まれます。

今後、支援を行う必要が生じた際に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き予算の確保に努めます。

④ 要援護高齢者等の一時保護

現状と課題

被虐待高齢者や認知症等で判断能力が低下し、セルフネグレクトの状態にある高齢者等を一時的に施設に保護し、生活継続できるよう福祉の向上を図っています。

虐待事案には、迅速かつ的確な対応が求められることから、分離など一時保護が必要と判断した場合、引き続き本制度に基づき速やかに要援護高齢者の安全確保を図ります。

■一時保護の委託状況

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	2	1	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

虐待を受けた高齢者の安全確保のため、引き続き実施していきます。

また、一時保護期間終了後の被虐待高齢者及び養護者支援について、併せて行っていきます。

⑤ 老人福祉法に基づく入所委託の措置

現状と課題

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護または介護を受けることが困難な方や虐待を受け保護が必要な高齢者について、老人福祉法に基づく入所委託の措置を採っています。

今後の方向性

家族関係や人間関係の多様化・希薄化等により、入所委託の措置を採るべき対象者は、潜在的なものも含めて増加していくことが見込まれます。

事例が発生した際には、老人福祉法の主旨に則り、適時・適切に対処していきます。

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

⑥ 法人後見事業の推進（社会福祉協議会）

現状と課題

認知症等により判断能力の十分でない高齢者等のため、成年後見制度に関する相談や申立て手続き等の相談を受けるとともに、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、当事者の財産の管理や身上保護を行っています。

今後の方向性

高齢化の進展に伴い、成年後見制度を必要とする高齢者も増加が見込まれることから、現在の事業内容を拡充し、多様なニーズに対応できるように「成年後見センター（仮称）」の設置及び市民後見人養成講座の実施に向け準備していきます。

■法人後見事業の実施状況

（件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	22	28		35	40	45
受任件数	5	5		10	12	15

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

⑦ 「あんしんサポートねっと」の推進（社会福祉協議会）

現状と課題

社会福祉法による福祉サービス利用援助事業として、判断能力の十分でない高齢者等に対し、福祉サービスを適切に利用できるよう援助するとともに、日常的な金銭管理等を行っています。

個別のサービス利用では問題を解決できない方々を支援できるため、消費者被害や親族等による金銭搾取が見つかる場合や、支払いを巡る事業者との揉め事の解消につながる場合もあるなど、副次的効果も生み出しています。

高齢化等を背景とした対象者の増加に伴う潜在的・顕在的な需要に対し、しっかりと応じられる体制を整えていく必要があります。

■あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）の内容

福祉サービス利用援助	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスに関する情報提供・相談・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助・福祉サービスの援助
日常生活上の手続き援助	<ul style="list-style-type: none">・日常生活において必要となる各種届出や申込み等の援助
日常的な金銭管理	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスの利用料を支払う手続きの援助・税金や社会保険料、公共料金等の支払いの援助・年金や各種手当等の受領及び生活費の運搬
書類等預かりサービス	<ul style="list-style-type: none">・預貯金通帳や不動産の権利証、各種契約書類等の管理・実印や銀行印等の管理

今後の方向性

生活支援員の確保・育成を図るとともに、本人の意思を尊重し、本サービスが必要となる方に対し、適切に対応できるよう努めます。また、利用者の状態変化に応じて成年後見制度へとつなげられるよう、関係機関との連携を図ります。

■あんしんサポートねっとの実績と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件）	19	20		20	22	24
利用者数（人）	59	59		55	58	60
生活支援員数（人）	5	4		7	7	7

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在
相談件数は延べ件数

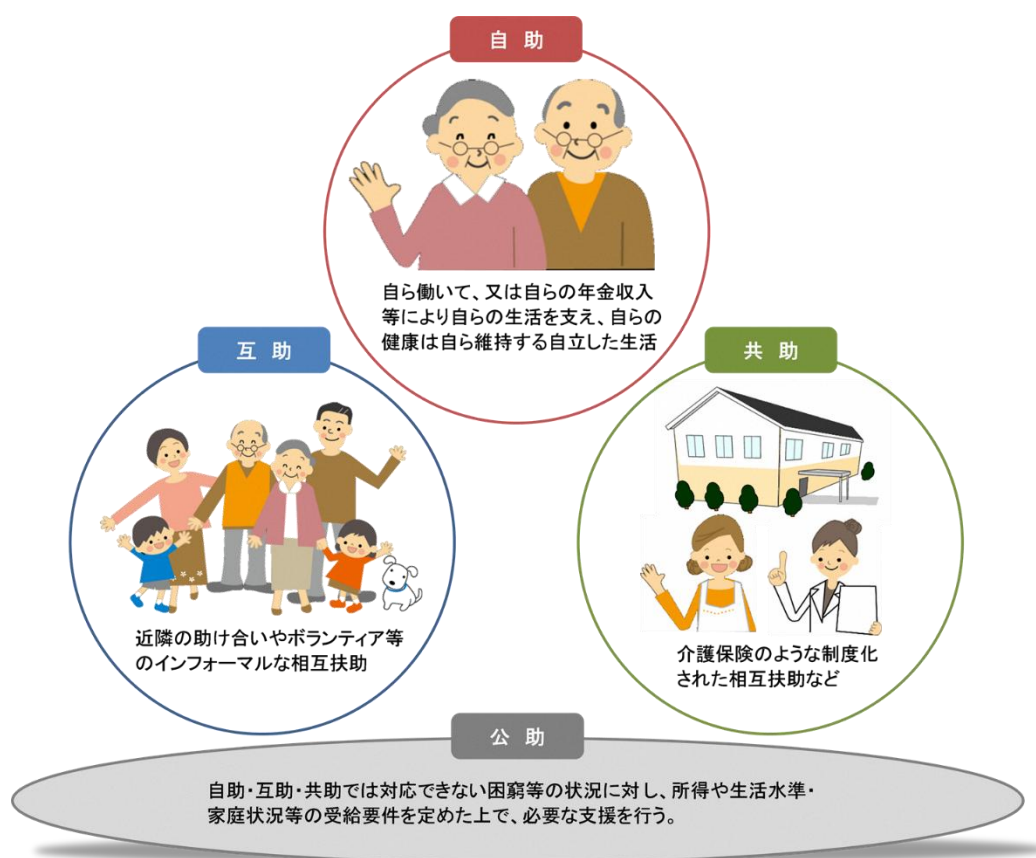
施策7 ひとり暮らし高齢者等安心・安全な日常生活の支援

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの充実を図るためには、まず、各々が加齢によって生じる心身の変化を自覚し、介護予防に努めることが求められますが、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している状況を踏まえた支援体制の整備、サービスの充実も重要となります。

そのため、市ではひとり暮らし高齢者等の実態把握、地域における見守りや支え合いの推進の他、安否確認サービスなど様々な事業の実施を通じて、高齢者の在宅での生活を支援し、高齢者の安心・安全の確保につなげています。

しかし、支援を必要とする高齢者がますます増加していくことが見込まれる中、高齢者福祉サービスを持続可能なものとしていくためには、その時々状況に応じて、必要な見直しを行い、真に必要な方へ確実にサービス提供ができるよう努めていかなければなりません。

今後についても、高齢者自身やその家族による「自助」、近隣住民や地域の支え合いによる「互助」、保険制度などによる相互扶助である「共助」及び一般財源による高齢者福祉事業などの「公助」のバランスを取りながら、地域と行政による包括的な支援を行っていきます。



(1) 高齢者に関する実態の把握

高齢者福祉サービスの充実を図るためには、在宅で暮らす高齢者等の実態について、正確に把握する必要があります。

本市では、令和4（2022）年12月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を、また、令和5（2023）年2月に介護サービス提供施設・事業所調査を実施し、さらに独自施策として毎年、高齢者世帯に関する情報を収集・分析することでその実態を把握し、高齢者福祉施策を実施するための基礎資料として活用しています。

① ふれあい見守り活動の推進（福祉課・地域共生社会推進室・高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

高齢者等の抱える様々な生活課題に対し、個別の支援へとつなげられるよう、自治会や民生委員など、地域の支援者が中心となり「支えあいマップ」を作成し、見守り活動や実態把握等を行っています。

また、孤立死や虐待等の発生を未然に防止するため、新聞配達や宅配業者等の民間事業者との間で「地域安心ネットワーク協定」を締結し、対象者を複数の目で見守る有機的連携の仕組みを構築しています。

さらに、見守りだけでなく、要援護高齢者を具体的な支援へとつなげられるよう、民生委員や地域包括支援センター相談協力員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係者による「地域支援ネットワーク会議」を開催することにより、情報の共有を図り、多角的な支え合いの仕組みを整えています。加えて、令和5（2023）年度からは、8050問題に代表される高齢の親と50歳代の無職の子がいる世帯や様々な問題を抱える世帯など、支援を必要とする世帯の把握と訪問支援（アウトリーチ）を行い、重層的な支援体制づくりを進めています。

支えあいマップの作成では、災害時の対応を見据えた平時の見守り活動を広げていくことや地域における支えあいの仕組みを浸透させる取組が求められています。

地域安心ネットワーク協定に関しては、効果的な見守りを行うための情報共有が必要です。

■ふれあい見守り活動の活動状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支えあいマップの作成 更新作業自治会数（自治会）	69	60	
地域安心ネットワーク 協定の締結数（事業所）	19	19	
地域支援ネットワーク 会議の開催数（回）	25	66	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

今後の方向性

社会福祉協議会と連携し、地域での見守り活動や災害時の支援活動に活用されている「支えあいマップ」を更新するとともに、民間事業者との「地域安心ネットワーク協定（見守り協定）」の締結などにより、地域住民や民間事業者を含めた地域の支え合いの仕組みづくりに引き続き取り組んでいきます。

協定に関しては、協定事業者と見守りポイントの説明や対応事例等の情報共有を行い、更なる見守り体制の強化を進めていきます。

地域支援ネットワーク会議を継続的に開催し、地域支援者から支援を必要とする高齢者の把握と関係機関との支援の調整を引き続き行い、早期発見、早期対応に努めるとともに、支援を必要とする高齢者の家族や地域で気になる方などの把握や訪問支援（アウトリーチ）も行い、分野、属性を超えた支援体制の構築に努めます。

② ひとり暮らし高齢者等の実態調査

現状と課題

民生委員の全面的な協力の下、毎年4月に在宅高齢者に関する実態調査を行っています。地域の実情に精通した民生委員が、各戸を訪問して調査を行うため、極めて精度の高い情報を得ることができています。

その結果を最大限活用し、より適切な施策の実現につなげていくことが必要です。

■ひとり暮らし高齢者等の把握状況

（世帯）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり暮らし高齢者の世帯	3,410	3,681	3,800
高齢者のみの世帯	3,822	3,922	4,190

※基準日は毎年4月1日現在

今後の方向性

支援を必要とする高齢者の見守り活動や、緊急時における必要機関等への連絡、熱中症予防対策など、各種施策を実施するための基礎資料として、引き続き調査を実施していくとともに、収集した情報の有効活用に努めます。

また、実施目的は異なるものの、ひとり暮らし高齢者等に対する訪問を行っている関係部署との連携により、高齢者の現状把握の機会確保に努め、有機的な対応を行っていきます。

(2) 安心・安全な日常生活の支援

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、高齢者が自立した日常生活を営めるよう支援していくことが重要です。

本市では、高齢者福祉に関する様々なサービスの実施を通じて、高齢者の在宅での生活を支援しています。

① 高齢者等配食サービス事業

現状と課題

自ら食事の支度をすることが困難で、かつ、他の誰からも食事の提供を受けられない高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を宅配することで、その健康保持を図るとともに、安否の確認等を行っています。

■配食サービス事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数(人)	190	223	

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

食事の援助を必要とする高齢者の需要の増加に対して、民間による同様なサービスが充実してきていることや昨今の物価高騰及び世界情勢を踏まえ、適正な受益者負担や対象者の見直しを含め、実施方法や事業の在り方について、検討していきます。



第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

② 要介護者等紙おむつ給付事業

現状と課題

在宅で、かつ40歳以上で行田市の介護保険に加入している要介護3以上の方に対し、紙おむつ及び尿取りパッドを給付し、本人及びその介護者の精神的、経済的負担等の軽減を図っています。

委託業者が宅配することに加え、紙おむつ等の種類も選択可能であり、さらに利用者の費用負担もないことから、受益者負担の観点からサービス内容の見直しを検討する必要があります。

■紙おむつ給付事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数（人）	200	179	

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

地域包括ケアシステムを深化・推進する上で、在宅介護は欠くことのできない重要な要素でもあることから、引き続き紙おむつ等の給付を行うことで、被介護者及び介護者の経済的負担軽減に努めます。

また、持続可能な事業運営を確保するため、適正な受益者負担の導入や、利用対象者の見直しなど、適時・適切にサービス内容の見直しを図ります。

③ 安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布

現状と課題

高齢者が急病となった際、現場に駆け付けた救急隊員が迅速かつ適切な救命活動を行えるよう、高齢者に対し安心・安全情報キット^{※1}及び安心・安全カード^{※2}を無料で配布しています。

いずれも民生委員の全面協力の下、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、及びいわゆる日中独居世帯^{※3}のうち希望者にも配布することで、救命の現場で活用されています。

心身の状況や緊急連絡先などの情報は、定期的に更新していくことが必要です。

※1 服用薬などの医療情報や緊急時の連絡先などを記入しておくための用紙と、それを封入しておくための加工済みペットボトルを一組にしたキット

※2 外出先においてもキットと同様の効果を得られる、持ち運びの容易なカード

※3 同居家族が仕事等で不在となることで、高齢者が日中、事実上のひとり暮らし状態となること

■安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布状況

	実 績
令和3年度	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、日中独居世帯への配布及び更新
令和4年度	同上
令和5年度	同上

今後の方向性

民生委員を通じて、引き続き新規対象者への配布を継続するとともに、配布済みの方に対する継続支援として、情報更新の呼びかけと更新作業の補助に努め、緊急時に確実に機能するよう努めます。



第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

④ ひとり暮らし高齢者見守りサービス

現状と課題

週2回在宅のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、暮らしぶりや体調の変化の把握を含めた安否確認を行う事業として、令和5年7月からスタートしました。

本事業は、元気な高齢者の活躍の場として、社会参加や地域交流等による介護予防の効果が期待できることから、シルバー人材センターへ委託しています。

■ひとり暮らし高齢者見守りサービスの利用状況 (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	-	-	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者数が増加していることから、制度の周知に努め、見守り体制の充実を図ります。

⑤ 寝具の乾燥及び丸洗いの実施

現状と課題

要介護4又は5の認定を受けてから、3か月以上継続した者、又は75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、その保健衛生の向上を図るため、寝具の乾燥及び丸洗いを年4回、実施しています。乾燥及び丸洗いに要する費用については、それぞれ所得に応じた負担額が設定されています。

利用者の大半をひとり暮らし高齢者が占めていますが、新規利用者は少ない状況にあります。

■寝具の乾燥及び丸洗いの実施状況 (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9	10	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

利用希望者も少ないことから、サービス自体の必要性を検討するとともに、いきいき・元気サポート制度による生活支援への移行についても検討します。

⑥ 日常生活用具の給付

現状と課題

寝たきり及びひとり暮らし高齢者に対し火災防止及び火災時の被害軽減を図るため、電磁調理器及び自動消火器の給付を行っていますが、利用者は少ない状況にあります。

■日常生活用具の給付状況

(台)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電磁調理器	4	1	
自動消火器	0	0	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

火災防止の観点からガスを使用しない電磁調理器（IH）への利用を促進するとともに、利用希望者が少ないことから、サービスの必要性を検討します。

⑦ 福祉電話の貸与

現状と課題

低所得のひとり暮らし高齢者（生活保護法による被保護者）に対し、その孤独感の解消と安否確認に資するため、電話回線の貸与を行っていますが、利用者は少ない状況にあります。

■福祉電話の貸与状況

(台)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉電話（回線）	5	5	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

利用希望者が少ないことから、サービスの必要性を検討します。

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

⑧ 緊急通報システムの利用支援

現状と課題

在宅のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の日常生活上の不安を軽減するとともに、緊急時に速やかな救助を行うため、緊急通報システムの利用支援を行っています。

令和5年度から、固定電話回線を持たない方でも利用できる「携帯型」を導入し、対象者の範囲を広げています。

■緊急通報装置の給付

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	368	363	
新規登録者数(人)	27	37	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

引き続き利用支援を行い、見守り体制の充実を図ります。

また、利用者の対象範囲を広げたことを含め、制度の周知を図ります。

⑨ 訪問介護サービス利用者負担額の助成

現状と課題

介護保険法による訪問介護サービスを利用している低所得者に対し、当該サービスに要する利用者負担額の2分の1を助成することで、その経済的負担を軽減しています。

■訪問介護サービス利用者負担額の助成状況

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成人数(延人数)	102	93	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

低所得者の経済的負担の軽減を図るため、引き続き実施します。

一方で、今後の利用者増を踏まえ、持続可能な制度とするため、助成対象者や助成対象サービスについて、他市町村の状況を参考に検討を行っていきます。

⑩ いきいき・元気サポーターによる生活支援（社会福祉協議会）

現状と課題

いきいき・元気サポーターは、高齢者等の日常生活に生じる困り事に対し、自身のできる範囲で手を差し伸べ、様々な支援を行います。近年デマンドタクシー等の普及により買い物や病院の付き添い等長時間にわたる支援が減少し、家事援助等簡単な困り事に対する支援が増加傾向にあります。

一方で、サポーター数、利用登録者数のいずれも減少傾向となっていることから、制度全体の充実を図る必要があります。

今後の方向性

地域で支援を必要としている方が増加しているものの、サポーターの高齢化が進み、活動できる方が減少していることから、現役世代も含めた新たなサポーターの掘り起こしを行います。

高齢者自身の生きがいの場として、かつ、地域支援の担い手として、サポーターの活躍の場を広げるため、サポーターの声等を踏まえ、活動内容の見直しや活動しやすい環境の整備を行います。

また、新たな利用登録者を確保するため、制度のさらなる周知に努めます。

■いきいき・元気サポート制度の利用登録者数と目標

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用登録者数	177	134		150	165	180

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在



【サポーター連絡会議の様子】

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

⑪ 車いすの貸出し（社会福祉協議会）

要介護・要支援の認定を受けた高齢者のうち、要支援1、要支援2または要介護1の方に対し、車いすを6か月間、無料で貸し出しています（ただし、消毒料・メンテナンス料として自己負担金が別途必要）。また、更新手続きにより、最長で1年間貸与期間延長することができます。

引き続き、無料での貸出しを実施していきます。

■車いす貸出しの実績と見込み (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸出し件数	54	41		50	60	70

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

⑫ 福祉車両の貸出し（社会福祉協議会）

日常的に車いすを利用している高齢者等に対し、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸出しを無料（燃料費のみ実費負担）で行っています。

貸出しを継続することで、引き続き移動の支援に努めます。

■福祉車両貸出しの実績と見込み (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸出し件数	209	136		140	145	150

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

⑬ 訪問理美容サービスの実施（社会福祉協議会）

介護保険法による要介護認定を受けた高齢者のうち、要介護3から要介護5の方に対し、理容師または美容師が居宅を訪問し、調髪などのサービスを提供しています。

サービス利用券（2,500円分）の額を超えた分は自己負担となります。募金の配分金を原資とした事業であるため、実施時期を毎年10月1日から翌年3月末日までの6か月間に限定しています。

引き続き、サービスを実施していきます。

■訪問理美容サービスの実績と見込み (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	14	6		8	10	12

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

(3) 介護者（ケアラー）への支援

① 介護者教室の開催

要介護状態の維持・改善を目的として、適切な介護知識や介護技術、外部サービスの利用方法の習得、介護者（ケアラー）同士の交流や情報交換等を通じた孤立防止等を内容とした教室を開催し、介護者を支援する事業です。

現状と課題

介護者や介護に関心のある方などに対し、介護に関する知識や適切な対応方法、サービスの利用方法や介護者の心身のリフレッシュ方法等を伝えるため、地域包括支援センターへの委託により教室を開催しています。

介護に関する知識、支援制度の活用等を伝えるほか、介護者（ケアラー）の孤立防止等の精神的負担の軽減を図り、虐待の未然防止につなげるなど、今後も介護者（ケアラー）支援を行って必要があります。また、多くの介護者（ケアラー）に参加いただけるよう、より一層の周知が必要です。

■介護者教室の実施状況

(回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	9	10		10	10	10

令和5年度欄は令和5年12月末日現在

今後の方向性

正しい介護知識や技術の伝達、介護者の心身のリフレッシュ等を行えるよう、引き続き介護者の支援に努めるとともに、教室の存在を広く周知することで、介護について悩みを抱える方はもとより、より多くの方々の参加を促進し、市民全体の理解や認識を高められるよう努めます。

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

② 在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給

現状と課題

要介護4又は要介護5の要介護認定を受けている方を在宅で介護している介護者に対し、月額5千円の手当を支給することにより、介護者の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。

制度を知らない方が多くいることから、さらなる周知が必要です。

■在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数(人)	110	107	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、重度の要介護状態であっても本人や家族の希望や心身の状態、生活状況に応じ、施設サービスだけでなく在宅介護も選択できるような支援が必要となります。そのためには、在宅サービスの充実の他、介護者に対する支援が不可欠であることから、引き続き手当を支給することで介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、制度の周知に努めます。

施策8 さまざまな担い手による日常生活を支援する体制の整備

高齢化が急速に進展し支援を必要とする高齢者が今後増加する中で、地域やボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体や元気な高齢者が地域社会の担い手として、就業や地域活動等に積極的に参加してもらうことが期待されます。

このため、就業やボランティア等の多様な社会参加の場や機会を提供することで、高齢者自らが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

(1) 生活支援サービスの体制整備

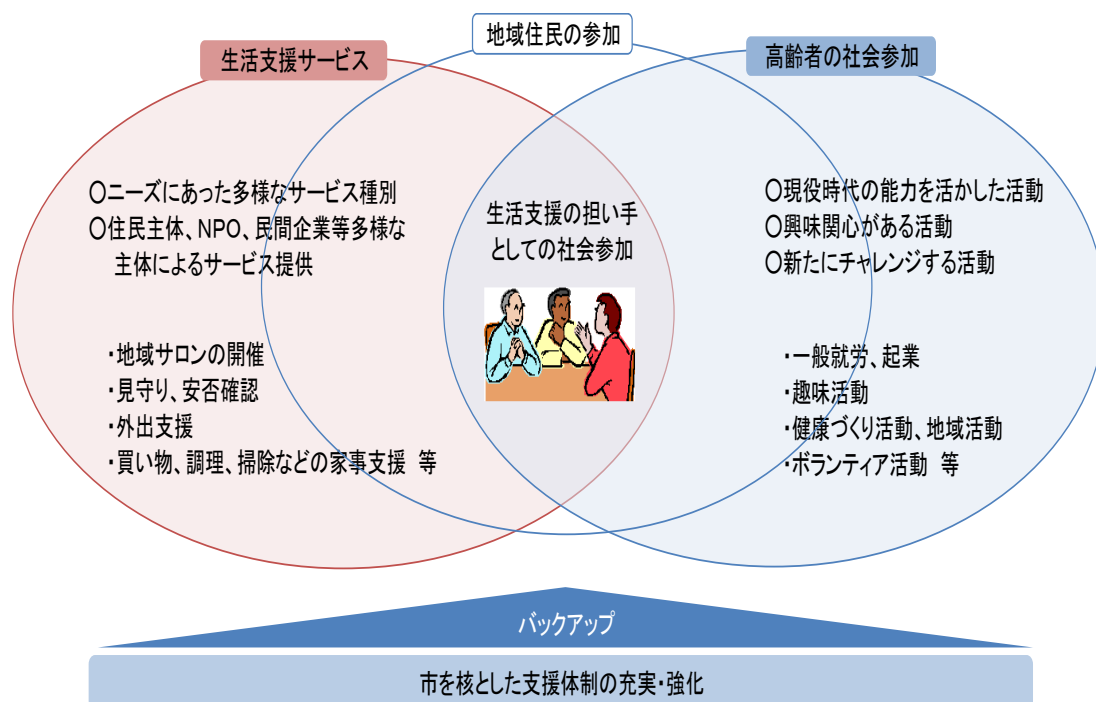
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、支援を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、介護保険サービスや既存の高齢者福祉サービスだけではなく、近隣住民同士の声かけ等の地域支え合い体制やボランティア、NPO、シルバー人材センター、民間企業等、多様な主体による生活支援サービスの提供が求められています。

こうした地域全体で多様な主体によるサービスの提供を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{※1}や協議体を設置しています。

また、地域共生社会の実現のため、高齢者に限らず、全世代を対象とした地域支え合い体制の構築を目指すため、本事業は、令和6（2024）年度から重層的支援体制整備事業として実施します。

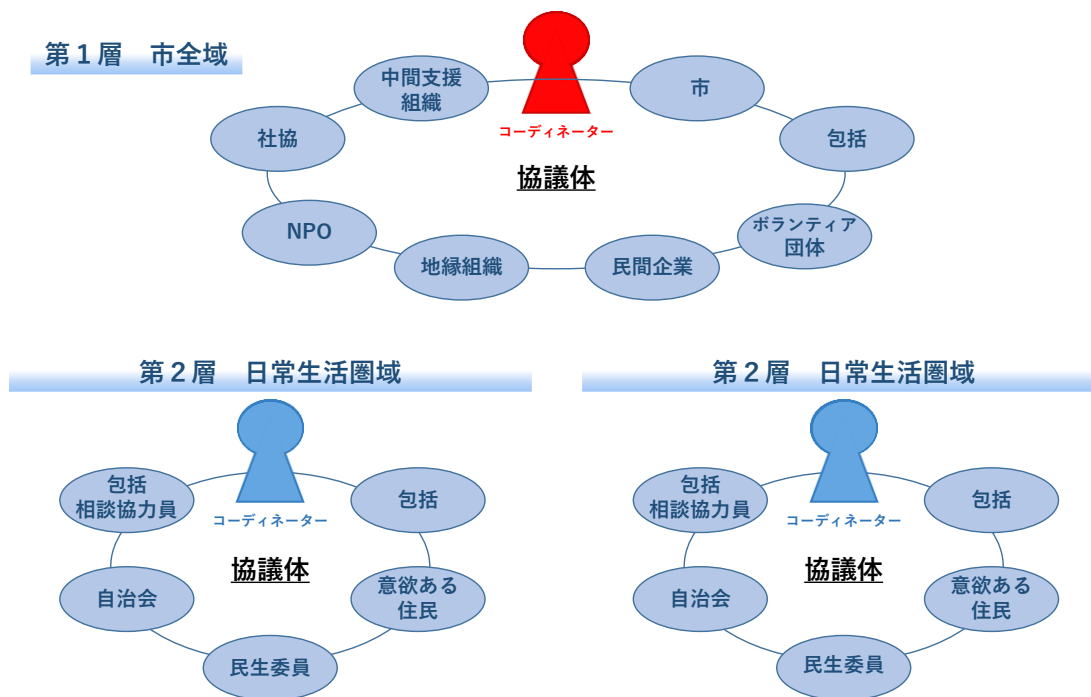
※1 地域の中で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築等）を果たす者

■生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加



第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

■第1層、第2層のイメージ図



① 協議体の設置（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

第1層協議体は、市が主催し、市内全域の生活支援サービスについて検討する会議体です。民生委員、自治会、商工会、移動販売実施事業者、NPO法人、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等の地域関係者が一同に会し、市内全域の生活支援に資する地域資源の把握や不足している資源について検討しています。

第2層協議体は、第2層生活支援コーディネーターが主催し、地区ごとの生活支援に資する事業等を検討しています。第2層協議体は、社会福祉協議会が主催する他の会議体や地域支援ネットワーク会議と併せて実施し、効率的に開催しています。

令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、第1層協議体は開催できませんでした。

■協議体の設置状況及び見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層協議体 開催数（回）	0	1		1	1	1
第2層協議体 設置地区数（か所）	2	4		5	10	15

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

市は、引き続き、第1層協議体を開催し、市全体の生活支援について検討します。また、ボランティアポイント制度の創設等について、第1層協議体で検討し、より効果的なボランティア制度の立ち上げについて協議します。

地域に密着した支援体制の強化を図ることを目的に設置する第2層協議体については、すべての日常生活圏域への第2層協議体の設置を促進するとともに、その活動を支援していきます。

また、本協議体は、地域包括ケアシステムの推進のため、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会等の会議体とも連動し、他の会議体から把握された必要な生活支援サービスについて、検討していきます。

② 生活支援コーディネーターの配置（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

生活支援コーディネーターは、生活支援サービスを効果的に提供するため、既存のボランティア、NPO等を把握するだけでなく、新たな担い手の育成や生活支援のニーズの掘り起こしにより、生活支援ニーズと担い手とのマッチングを行います。また、各地域や機関で実施されているボランティア養成についても把握を行い、生活支援ニーズとボランティア養成をつなぐとともに、効率的なボランティア養成について、関係機関との調整を行い、生活支援ニーズと担い手のマッチングに活かしています。

第1層の生活支援コーディネーターは市に配置し、第2層の生活支援コーディネーターは社会福祉協議会に配置しています。

今後の方向性

引き続き、第1層生活支援コーディネーターは市に、第2層生活支援コーディネーターは社会福祉協議会に配置し、協働で、コーディネーター業務を行っていきます。

第1層、第2層の生活支援コーディネーターは、相互に連携を密にし、新たな担い手の育成や生活支援のニーズの掘り起こしにより、生活支援ニーズと担い手とのマッチングを行います。

今後、第2層の生活支援コーディネーターは、ボランティアポイント創設の検討に主体的に取り組み、市内におけるボランティア活動を把握し、より参加しやすく、利便性の高いボランティア制度への改編について、ボランティアセンターと協働で検討します。

また、協議体が他の会議体と連動していくため、生活支援コーディネーターは地域ケア推進会議に参加していきます。

(2) 年齢に関わらず、担い手として活躍できる

高齢者が自らの知識や経験、技能等を活かしながら、地域の中でその役割を果たしていけるよう、地域社会と接する機会を創出・提供することで、たとえ高齢化が進んでも地域全体として相互に支え合えるよう、各種施策を推進します。

いきいき・元気サポーター募集中!

支えあいによる「元気な行田」をつくるため、「あなたの元気」を、ボランティア活動にぜひ活かしてみませんか

サポーター活動内容

 <p>部屋の掃除など</p>	 <p>買い物代行</p>	 <p>洗濯や布団干し</p>
 <p>話し相手・見守り</p>	 <p>片付・ゴミ出し 電球交換など</p>	 <p>外出の付き添い</p>

① いきいき・元気サポート制度の充実（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

地域住民同士が、互助の理念に基づき支え合い・助け合いの活動を行うことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、有償ボランティア活動を行う「いきいき・元気サポーター」を登録・養成しています。

サポーター登録者は、60歳代から70歳代の方が大部分を占めており、高齢者自身の生きがいの場として機能している一方で、その高齢化も同時に進行しています。また、登録しているものの活動実績がないサポーターが7割おり、新たなサポーターの掘り起こしが課題となっています。

高齢者自身の生きがいの場として、また、多様な生活支援サービスの担い手として、地域社会の中で活躍できるよう、いきいき・元気サポート制度全体の充実を図る必要があります。

今後の方向性

地域で支援を必要としている方が増加しているものの、サポーターの高齢化が進み、活動できる方が減少していることから、現役世代も含めた新たなサポーターの掘り起こしを行います。

また、高齢者自身の生きがいの場として、かつ、地域支援の担い手として、サポーターの活躍の場を広げるため、サポーターの声等を踏まえ、活動内容の見直しや活動しやすい環境の整備を行います。

■いきいき・元気サポーターの登録者数の実績と目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者総数 (人)	119	109		120	125	130
年間活動時間 (時間)	1,986	1,626		2,000	2,100	2,200

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

② ボランティア団体への支援（社会福祉協議会）

現状と課題

各ボランティア団体間の連携や交流などを目的とした定例会を開催し、活動に関する情報交換や、合同事業の企画等に関する話し合いを行っています。

また、ボランティアの育成支援や派遣などのほか、4団体あるボランティア団体連絡協議会の調整役として、各団体の連携や交流を図っています。

ボランティア活動の活性化のため、新たな団体の発掘や、あらゆる世代が気軽に活動できる環境づくりが必要です。

また、8月を中心に「彩の国ボランティア体験プログラム」を実施しており、一般（大人）を募集対象として含むものも多々あります。参加の多くは中学生ですが、60歳以上の市民の参加もあります。

今後の方向性

ボランティア活動の活性化のため、新たな団体の発掘や、あらゆる世代が気軽に活動できる環境づくりが必要です。

各種講座や教室の開催により、引き続き個人や団体の支援、育成等に努めるとともに、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりに努めます。

ボランティア団体連絡協議会の活動を積極的に情報発信することで、加盟団体の増加へつなげ、各団体のネットワークを通じてボランティア活動の活性化を図ります。

彩の国ボランティア体験プログラムでは、今後とも受入れ施設と連携して一般（大人）も参加対象とするとともに、60歳以上の高齢者も参加できるようなプログラムを作り、参加を促します。

■ボランティア団体の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
加盟団体 (件)	36	36		40	45	50
加盟団体構成員 (人)	591	558		600	650	700

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

③ ボランティアポイントの創設【新規】

高齢者自らが社会的役割を持つことが、自身の生きがいや介護予防へとつながることに加え、生産年齢人口の減少により、介護をはじめとした各種業務の人材の不足が懸念される中、意欲と能力のある高齢者が「支え手」になることが、地域にとって大きな期待となっています。

このことから、各種ボランティア活動への参加の動機付けとやりがいにつながられるよう「ボランティアポイント制度」の創設を検討します。

ボランティアセンターを設置している社会協議会の第2層生活支援コーディネーターとともに、65歳以上の高齢者が活動できる各種ボランティア活動を把握した上で、より活動しやすく、利便性の高いボランティア制度への改編も含め、費用対効果などの点を配慮しながら、社会的に理解の得られる範囲を検討していきます。

なお、ボランティアポイント制度については、実施するために適切な関係機関への委託を含め、検討します。

ボランティア活動の例

- ・いきいき元気サポート制度
- ・ファミリーサポート制度
- ・認知症カフェボランティア（認知症サポーター養成講座終了者）
- ・ボランティア団体連絡協議会※加入のボランティア団体の活動

※事務局は社会福祉協議会

④ シルバー人材センター事業の運営・支援

シルバー人材センター※¹は、健康で働く意欲のある原則60歳以上の方が会員となって、地域で働くことを通じ、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活ができることを目指しています。

市は、高齢者が自ら積極的に意義のある生産活動に従事し、それぞれが地域社会の担い手として生きがいを見出すことで、いつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

※1 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された公益社団法人で、高齢者に対し、公共団体や企業、一般家庭などから、社会参加や地域への貢献の場として相応しい仕事を引き受け、会員に提供しています。

第3章 基本目標2 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービスの提供や支援を行う体制を確保する。

現状と課題

近年、少子高齢化の急激な進展による生産年齢人口の減少などを背景に、企業・事業所、店舗等においては人手・人材不足が深刻になり、また、一般家庭においては、多世代同居の減少、子育て家庭の孤立化などが進行しています。このため各事業分野における人手不足解消や働く世代の応援など、高齢者世代は今後一層大きな役割を担うことが期待されています。

シルバー人材センターは、その一翼を担うべく、継続して、会員数の維持増強、会員組織の再編、事務局の体制強化に向けた取組を行っています。

なお、企業における定年延長・継続雇用の実施・定着・拡大に伴い、新規入会員が高年齢化し、会員の平均年齢の上昇とともに、会員として働ける期間が減少していることが大きな課題となっています。

今後の方向性

引き続きシルバー人材センターの取組を支援するとともに、市の持つノウハウやつながりを活かして、会員の就労機会の拡充に取り組んでいきます。

■シルバー人材センターへの登録実績と目標

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録会員数	334	329		335	340	345

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

(3) 民間企業との連携で買い物支援（移動販売など）の拡充【新規】

現状と課題

近くに買い物ができる店がないなど、買い物課題を抱える方に対し、企業と連携し個人宅に移動販売を実施しています。

しかし、買い物課題を抱える高齢者は多く、必要な方に支援が行き渡らないケースもあることから、対象者の掘り起こしや事業への結びつけなどが課題です。

今後の方向性

令和5（2023）年12月から、個人宅への販売に加え、地域での交流の場となる集会所などを停留所とした移動販売を開始しました。

地域の実情を知る各地域包括支援センターや協議体からの情報に基づき、買い物課題を抱える方の掘り起こしを行い停留所の見直しをするなど、支援を進めていきます。

施策 9 重層的支援体制整備（地域共生社会推進）

（1）相談支援体制の強化（地域包括支援センターの運営と相談機能強化）【新規】

令和6（2023）年度から開始する重層的支援体制整備事業は、属性や世代を問わない包括的な相談支援を実施するものです。

特に、高齢者本人に限らず家族を含め、世帯に対して包括的支援を行ってきた地域包括支援センターは、今後はヤングケアラー等を把握し、適切な関係機関や支援に繋ぐなど、家族介護支援により一層取り組むことが重要です。

また、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制強化のため、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくため、関係者同士の顔のみえる関係構築に加え、多職種で支援方針等を検討する重層的支援会議等の積極的活用を図ります。（関連施策：31頁～39頁）

（2）地域づくりに向けた支援（地域介護予防活動支援事業の推進）【新規】

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するものです。

本事業において、住民主体の通いの場への支援として、ご近所型介護予防事業を実施しています。本事業は、重層的支援体制の一部として実施していきます。（関連施策：138頁）

第3章 基本目標2

健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護を必要とする人を抑制する。

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護を必要とする人を抑制する。

健康でいきいきと活躍し続けることは、高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らし続けていくためにも重要です。

そのため、高齢者自身の健康づくりへの取組に加え、それを支える健康教育や各種検診の充実を図る必要があります。

重点目標と重点事業

❖重点目標❖ 令和8年度に要介護・要支援認定率を 15.1%以下にする。

◆重点事業◆

目標 具体的な目標	各種検診の受診促進の強化 行田市国民健康保険保健事業実施計画、行田市健康増進・食育推進計画にて実施
事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の受診促進 ・歯周疾患検診の受診促進 ・肝炎ウイルス検診の受診促進 ・特定健康診査、後期高齢者健康診査の受診促進
目標 具体的な目標	高齢者保健事業と介護予防の一体的事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は5圏域の日常生活圏域のうち2圏域で健康状態不明者を対象としたハイリスクアプローチと通いの場を活用した栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施
事業・取組	・高齢者保健事業と介護予防の一体的事業の推進
目標 具体的な目標	通いの場（通える場）での介護予防活動を拡大する <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所型介護予防事業(100歳体操、リズム体操等の運動を組み合わせたもの) 令和5年度 14か所 ⇒ 令和8年度 30か所(1年度に6か所ずつの増) ・住民主体の介護予防に資する活動(文化、スポーツ、レクリエーション等)の場を市内120か所以上維持する ・通いの場への移動手段を創設し、通える環境を整備する
事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン事業の充実 ・総合福祉会館における各種事業の充実

施策1 健康づくりと介護予防

(1) 健康づくり事業の推進

高齢者は、加齢に伴い身体機能が低下し、疾病にかかりやすくなります。

生活の質をできるだけ維持し、健康で自立した生活を送るためには、いわゆる健康寿命（健康で活動的に暮らせる期間）を延ばすことが重要です。今後、さらなる高齢化の進展に対応していくためにも、その延伸はより重要となっていきます。

要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的として、「自分の健康は自分で守る」という意識をしっかりと持ち、健診（検診）や健康教育などの保健事業の積極的な利用を心がけるほか、食事・運動・休養に関する工夫・改善に取り組んでいくことが大切です。そのため、市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取り組んでいけるよう、各種保健事業に取り組んでいきます。

① 健康づくりマイスター養成事業の充実（健康づくり課）

現状と課題

健康づくりに関する各種講座を、年間を通じて定期的に提供するため、平成24（2012）年度から「市民けんこう大学」を、翌25（2013）年度から同大学院をそれぞれ開設し、健康志向の高い市民の増加を図るとともに、健康情報の発信源となる人材の育成を行ってきました。令和2（2020）年度から、市民けんこう大学を健康づくりマイスター養成事業に改め、市民がより気軽に参加できるように実施方法を見直し、認定要件を達成した方を健康づくりマイスターとして認定します。

■健康づくりマイスター養成事業（市民けんこう大学・大学院）への参加者の状況（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康づくりマイスター養成事業	4	0		10	10	10

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

定期的に対象講座を実施し、引き続き積極的な参加を促す周知を行っていきます。

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、 介護を必要とする人を抑制する。

② 健康相談の充実（健康づくり課）

現状と課題

保健センターを会場とした健康相談を実施し、相談内容に応じて保健師、管理栄養士または歯科衛生士が対応しています。

今後の方向性

コロナ禍の収束により相談人数も徐々に回復していますが、周知方法の工夫のほか、新たに、介護予防と保健事業の一体的実施により把握した健康相談を希望する者に対して実施するなど、実施の方法などを工夫し、引き続き、健康に関する相談が気軽にできる場の創出に努めるとともに、一人でも多くの方の疑問に応え、その相談に真摯に向き合っていきます。

■健康相談の実績と見込み

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談者数	26	35		45	45	45

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

③ 健康教育の充実（健康づくり課）

現状と課題

健康教育について、教室を開催して提供しているほか、がん検診時など様々な機会を捉えて実施しています。様々な健康情報が氾濫する中、正しい知識の普及が課題です。

今後の方向性

市民のニーズや社会情勢に合った教室の開催や、周知方法の工夫により参加意欲を高め、より多くの方へ情報提供及び行動変容に取り組んでいきます。

■健康教育の実績と目標

(回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	30	34		60	60	60

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

④ がん検診の受診促進（健康づくり課）

現状と課題

令和3（2021）年度の人口動態調査における本市全住民の死亡原因のうち、がんが占める割合は18.4%で、このうち「気管や気管支及び肺がん」が26.8%、「胃がん」が24.6%、「大腸がん」が15.8%となっていることから、がんを早期に発見し、治療につなげることが重要です。

そのため本市では、集団検診と個別検診の2つの方法により、がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療へとつなげています。また、平成29（2017）年度から胃がん検診はレントゲン検査と内視鏡検査のどちらかを選択することができるようになりました。

70歳以上の方の費用を全額免除（市が負担）しています。ただし、胃がん検診の内視鏡検査は除きます。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、市民の生活が活発化していることを踏まえ、有効な検診の実施方法や周知方法を検討し、受診率の向上を図ります。

また、令和5（2023）年度からは、節目年齢（20歳、30歳、40歳、50歳、60歳）の対象書に検診案内の個別通知の送付を開始しました。

■がん種別受診者数の実績と目標

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診	940	1,022		1,300	1,300	1,300
乳がん検診	1,024	925		1,200	1,200	1,200
子宮がん検診	851	943		1,000	1,000	1,000
肺がん検診	912	1,064		1,300	1,300	1,300
大腸がん検診	3,742	3,703		4,500	4,500	4,500

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

■受診率の実績と目標

（%）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診	2.5	2.1		2.5	2.5	2.5
乳がん検診	7.6	8.8		4.5	4.5	4.5
子宮がん検診	4.4	4.9		2.9	2.9	2.9
肺がん検診	1.1	2.0		2.5	2.5	2.5
大腸がん検診	4.0	7.0		8.6	8.6	8.6

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

※受診率の表は、各年度の受診者数／対象者（国勢調査の人口：職場健診で受診する方、寝たきりの方なども含まれる。）で算出。国の統計（地域保健・健康増進事業報告）受診率の算出方法とは異なる。

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

⑤ 歯周疾患検診の受診促進（健康づくり課）

現状と課題

80歳になっても自分の歯を20本残すことができるよう、歯周病検診を実施しています。40歳から70歳まで5歳刻みの年齢の方を対象としており、70歳の方の受診費用を全額免除（市が負担）しています。

対象者への個人通知により受診者は増加しましたが、歯周病への理解や関心をさらに高めていく必要があります。

今後の方向性

就労世代（40歳、50歳、60歳）への周知の強化と併せて、受診費用の全面免除（70歳以上の方）を継続することで、引き続き、受診の促進に努めます。

■歯周病検診の実績と目標

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数	92	246		270	270	270

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

⑥ 肝炎ウイルス検診の受診促進（健康づくり課）

現状と課題

健康増進法に基づき、肝炎ウイルス検診を実施しています。70歳以上の方の費用を全額免除（市が負担）しています。

今後の方向性

肝炎に関する正しい知識の普及に努め、検診が必要となる方が受診できるよう、周知を行います。

■肝炎ウイルス検診の実績と見込み

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数	22	30		30	30	30

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

⑦ 高齢者肺炎球菌予防接種の推進（健康づくり課）

現状と課題

定期接種^{※1}は、65歳の方を対象として行うものですが、平成30（2018）年度までは経過措置として、65歳から100歳まで5歳刻みの年齢の方を対象として行っていました。

令和元（2019）年度以降は、65歳の方を対象として行うこととされていましたが、経過措置期間が令和5（2023）年度まで延長となっており、年度内に対象年齢の未接種者に対し、再勧奨ハガキを送付しました。

※1 疾患の発生及び集団でのまん延の予防または個人の発病及びその重症化の予防などのために行う予防接種

今後の方向性

令和6（2024）年度からは65歳になる誕生日を目安に予防接種予診票を送付し、接種情報を提供していきます。

■高齢者肺炎球菌予防接種の実績と見込み

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
接種者数	1,110	1,171		640	640	935

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種の推進（健康づくり課）

現状と課題

季節性インフルエンザのまん延と重症化の予防を目的に、予防接種法に基づく定期接種として、高齢者インフルエンザ予防接種を実施しています。団塊の世代の高齢化に伴い、接種を受ける方の数は増加傾向にあります。

65歳以上の方を対象としています。

今後の方向性

市報や市ホームページなどを通じて積極的に周知することにより、一人でも多くの対象者が接種を受けられるよう努めます。

■高齢者インフルエンザ予防接種の実績と見込み

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
接種者数	13,847	14,525		14,900	14,900	14,900

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

⑨ 带状疱疹ワクチン接種助成事業（健康づくり課）【新規】

現状と課題

带状疱疹の重症化を予防するため、任意接種である带状疱疹ワクチン接種の費用の一部について、50歳以上の市民の方に対して、生ワクチン1回又は不活化ワクチン2回のいずれか一方を、令和5（2023）年10月より助成を開始しました。

今後の方向性

国の定期接種化へ向けた動向を注視しながら、今後においても事業を継続してまいります。

⑩ 特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査の受診促進（保険年金課）

現状と課題

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査^{※1}及び後期高齢者健康診査^{※2}を実施し、生活習慣病の予防や早期発見につなげることで、重症化を予防し、健康寿命の延伸や今後増大する医療費の抑制に努めています。

特定健康診査は年々受診率が向上してきていますが、後期高齢者健康診査はほぼ横ばいで推移しています。いずれも引き続き受診率の向上を図るとともに、受診結果を活用した効果的な保健事業の実施に取り組む必要があります。

※1 公的医療保険（本計画では国民健康保険）における40歳以上の被保険者を対象とした健康診査

※2 後期高齢者医療保険における75歳以上の被保険者を対象とした健康診査

■特定健康診査及び後期高齢者健康診査の状況

（人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査	対象者数	13,725	12,887	
	受診者数	4,833	4,947	
	受診率	35.2%	38.4%	
後期高齢者健康診査	対象者数	11,189	11,695	
	受診者数	2,503	2,589	
	受診率	22.4%	22.1%	

※特定健康診査 令和3年度は法定報告値
(令和4年度欄は令和5年8月末現在)

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

特定健康診査の受診率向上のために、ハガキや電話等による未受診者への積極的な受診勧奨や受診歴のある方に対しても継続受診を促すなど対象者の属性に応じた取組を実施します。

また、医療機関に協力を依頼し、かかりつけ患者に対し、健康診査を受診するよう促していただくとともに、近隣市と協力し受診率向上に向けた取組を実施します。

さらに、受診の結果、生活習慣を改善する必要性が高いと判定された方に対しては、引き続き特定保健指導を実施します。

⑪ 高齢者保健事業と介護予防の一体的事業の推進【新規】（保険年金課）

現状と課題

令和2（2020）年4月「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、75歳以上の高齢者に対して一体的に実施することが求められており、生活習慣病の予防、重症化予防のほか、フレイル対策への取組など、保健医療だけでなく介護予防の視点を取り入れ、高齢者の特性を踏まえた健康支援を一体的に実施していきます。

今後の方向性

KDB（国保データベース）システムを活用し、地域の健康課題の分析と支援対象者を把握することで、分析結果に基づいた医療、介護、保健事業等の提供や通いの場を活用した支援アプローチを庁内関係部署や関係機関と連携し、協力しながら取り組んでいきます。

令和6（2024）年度は5圏域の日常生活圏域のうち2圏域で健康状態不明者を対象としたハイリスクアプローチと通いの場を活用した栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施していきます。

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

施策2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護保険法第115条の45第1項に規定されている介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

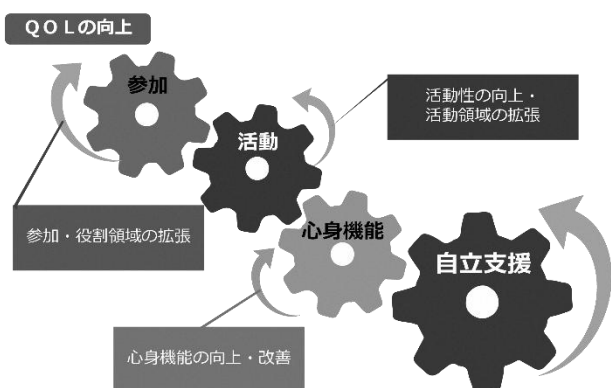
本事業の介護予防・生活支援サービスは、要支援認定者及び基本チェックリストが該当し、軽度の機能低下が見られる「事業対象者」に提供されるサービスで、その他の介護予防事業は、要支援・要介護認定を受けていない方への提供も可能となっています。

今後も、それぞれの事業の特性を十分考慮した上で、早期の支援等により、被保険者の介護予防・重度化防止の浸透を図るとともに、既存の社会資源や福祉サービスとの整合性を図りつつ、事業の効果的な実施と住民やNPOなど多様な団体等によるサービスの創設、実施を進めていきます。

また、地域住民が実施主体となる「通いの場」を拡充するとともに、「通いの場」に通える環境を整え、地域における身近な介護予防の拠点として、住民自らが介護予防・重度化防止に取り組むことができるよう努めます。（重点事業）

加えて、介護予防の観点から、支えられる側から支える側にまわる仕組みの構築（図1）を進め、自助、互助を踏まえたサービス体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、効果的に事業を実施していきます。

■介護予防の効果



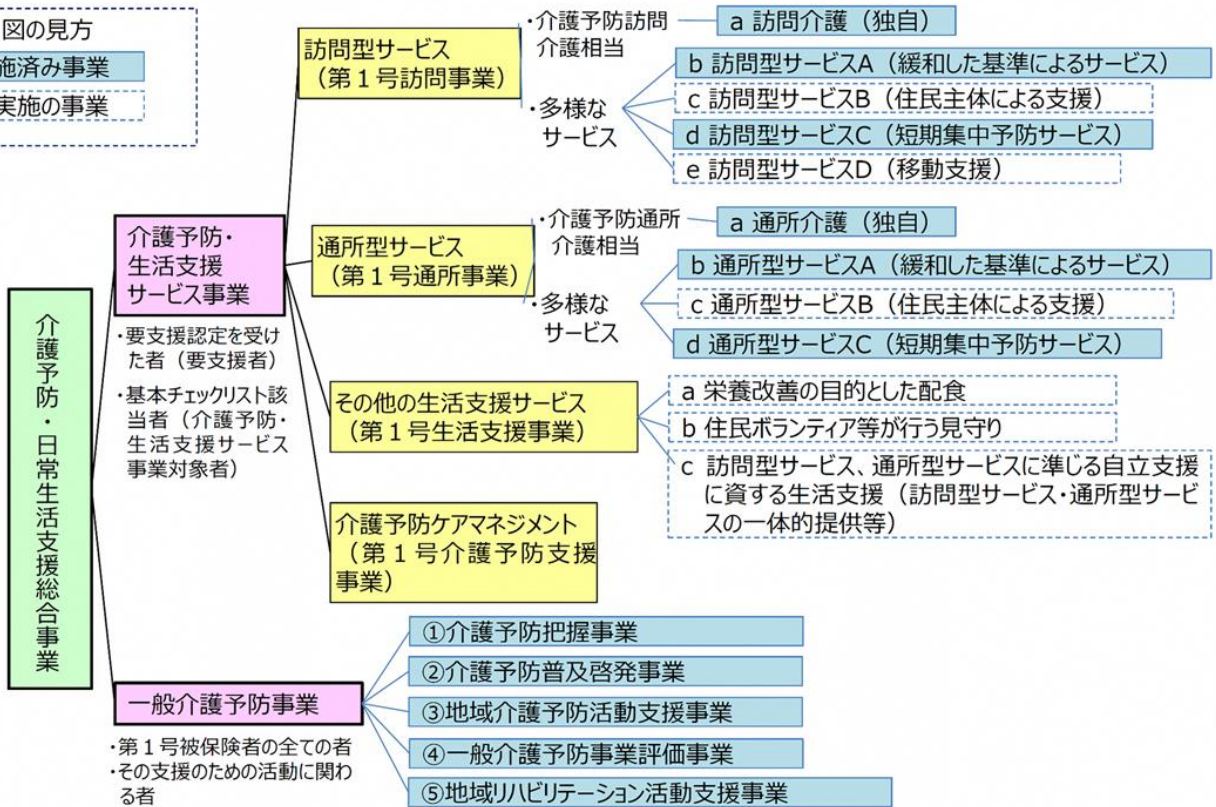
■支えられる側が支える側に



介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

本市の介護予防・日常生活支援総合事業

※ 図の見方
 実施済み事業
 未実施の事業



第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

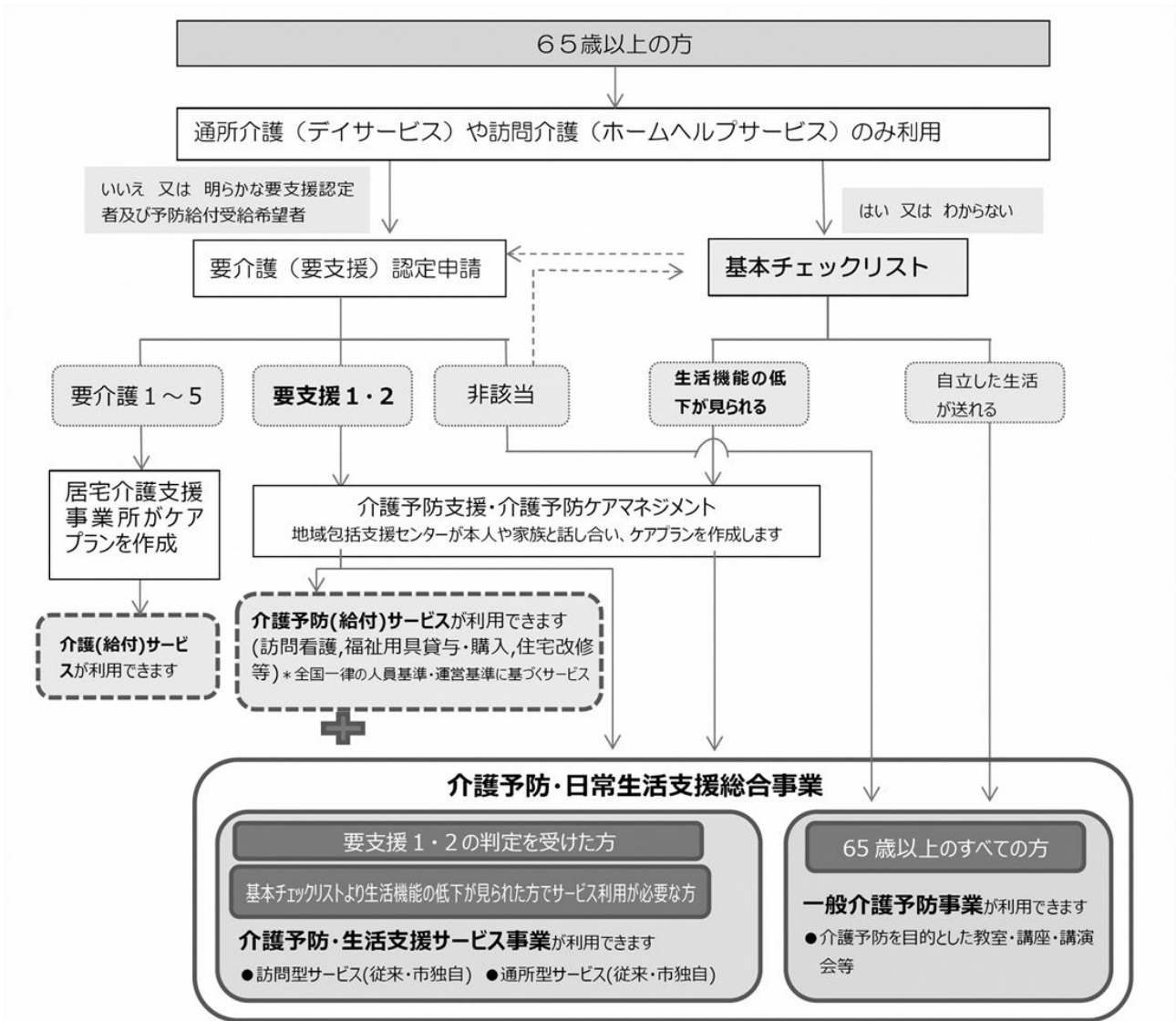
介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき提供します。

介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントの4つのサービス類型があり、次に掲げる方々が対象となります。

利用対象者

- 要支援認定者
- 基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

◆ 利用までの流れ



① 訪問型サービス

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、掃除や洗濯などの日常生活上の支援を行うことを目的に、介護予防・生活支援サービスとして次に掲げる施策のうち、平成 28（2016）年度に訪問介護（独自・介護予防訪問介護相当）及び訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）の制度を、平成 30（2018）年度に訪問型サービス C（短期集中予防サービス）を創設し、実施しています。

訪問型サービスについては、身体介護を除いた①訪問介護（独自・介護予防訪問介護相当）について訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）への移行のため、単価の見直しを行いながら、介護事業所等との調整を進めていくとともに、シルバー人材センターをはじめ、多様な団体と生活支援体制の整備に向けた取組を進めていきます。

自立支援、重度化防止の観点から、栄養や口腔などの状態改善を図る短期集中サービスも重要であることから、引き続き訪問型サービス C の積極的な推進を図ります。

また、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等と関連づけながら、必要性が求められた場合に、住民主体による訪問型サービス B の創設や「通いの場」等への移動手段の確保を図るための訪問型サービス D の実施など、他の多様なサービスの創設を検討します。

a 訪問介護（独自・介護予防訪問介護相当）

事業者を指定して行うサービスで、訪問介護員による身体介護、生活援助

b 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

事業者を指定または委託して行うサービスで、生活援助等の実施

c 訪問型サービス B（住民主体による支援）

補助（助成）にて行うサービスで、住民主体の自主活動として行う生活援助等

d 訪問型サービス C（短期集中予防サービス）

市が直接または委託により行うサービスで、リハビリテーション専門職等による居宅での相談指導等

e 訪問型サービス D（移動支援）

補助（助成）にて行うサービスで、移動支援と移送前後の生活支援

■訪問型サービスの実績及び見込み

（件）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
a 訪問介護 （旧制度介護予防訪問介護相当）	1,359	1,432		1,386	1,398	1,422
b 訪問型サービス A （緩和した基準によるサービス）	0	0		102	150	198
c 訪問型サービス B （住民主体による支援）	0	0		0	0	0
d 訪問型サービス C （短期集中予防サービス）	1	15		50	64	78
e 訪問型サービス D （移動支援）	0	0		0	0	0

※令和 5 年度欄は令和 5 年 12 月末日現在

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

② 通所型サービス

通所型サービスは、通所介護（独自・介護予防通所介護相当）、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）、通所型サービスC（短期集中予防サービス）を実施しています。

今後も通所介護（独自・介護予防通所介護相当）を通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）への移行のため、介護事業所等との調整を進めていきます。

通所型サービスC（短期集中予防サービス）は、介護予防・重度化防止の観点において、重要であるため、積極的な推進を図っていきます。

通所型サービスB（住民主体による支援）は、一般介護予防における地域介護予防活動支援事業の実施の状況を考慮し、課題を整理した上で、実施に向けて引き続き検討を行います。

また、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等と関連づけながら、高齢者の通いやすい場所での実施を検討し、通所型サービスにおける多様なサービスの実施を目指していきます。

a 通所介護（独自・介護予防通所介護相当）

事業者を指定して行うサービスで、生活機能向上のための機能訓練

b 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

事業者を指定または委託して行うサービスで、ミニデイサービス、レクリエーション、運動等の実施

c 通所型サービスB（住民主体による支援）

補助（助成）にて行うサービスで、住民主体による自主的な「通いの場」の創設、運動の実施等

d 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

市が直接または委託により行うサービスで、保健師等による生活機能向上に向けた短期集中プログラムの実施

■通所型介護予防事業の実績と通所型サービスの実績と見込み

（件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
a 通所介護 （旧制度介護予防通所介護相当）	4,467	4,442		4,752	4,920	5,112
b 通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	659	724		852	900	960
d 通所型サービスC （短期集中予防サービス） ※延人数	10	126		180	180	180

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

③ その他の生活支援サービス事業

要支援者等に限定した栄養改善を目的とした配食や、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り等のその他の生活支援サービスは、ひとり暮らし等高齢者の安心・安全な日常生活の支援と一体的に実施しています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、生活支援サービスに対する需要は、潜在・顕在を問わず高まってきていることから、今後、生活支援体制整備事業にて設置されている生活支援コーディネーターと連携し、協議体での協議を踏まえながら、ボランティアや民間事業者など、サービスの提供が可能な社会資源を把握するとともに、NPOやいきいき・元気サポーターなどとも連携しながら、多様な生活支援サービスを提供できる体制の拡充を検討していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービス等を適切に提供できるよう、地域包括支援センターの専門職が、要支援者等に対し、機能回復や自立支援等に向けたケアマネジメントを行います。

■介護予防ケアマネジメントの実績と見込み

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	4,262	4,234		4,500	4,700	4,900

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

(2) 一般介護予防事業

人と人とのつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくり、生きがい・役割を持って生活できる地域を構築し、介護予防を推進することを目的として実施します。

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業類型があり、次に掲げる方々が対象となります。

対象者

- 第1号被保険者（65歳以上の方全て）
- その支援のための活動に関わる方

① 介護予防把握事業

市高齢者福祉課や地域包括支援センターへの様々な相談の中で、介護予防が必要と思われる方に対し、来所や訪問により基本チェックリストを実施し、生活機能の低下や閉じこもり状態の有無の把握をしています。その結果により、介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防事業へのお誘いをしています。

今後も、高齢者が要介護状態になることを予防するため、基本チェックリスト及びアセスメントを適正に行い、事業対象者の把握に努めていきます。

■基本チェックリストの実績

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施者数	68	73	

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

② 介護予防普及啓発事業

これまでの取組の充実を図るとともに、高齢者の通いやすい場所での実施を検討するなど、利用者の立場に立った上で、講座内容の見直しを適時・適切に行いながら、介護予防の普及・啓発に努めます。

また、継続的な介護予防を行うために、自主グループ化できる活動については、その支援をしていきます。

さらに、保健センター等、他の部署が実施する健康づくりに関連する事業のほか、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業と連携し、市民にとって利便性の高い事業展開ができる取組を行っていきます。

■介護予防普及啓発事業（教室・出前講座）の実施状況

a) 楽しく長生き講座

体操・運動・栄養・口腔・認知機能低下予防を「知る」「学ぶ」「体験する」ための出前講座、介護にならないためのポイントを気軽に学ぶことができるよう、講座メニューの見直しを行いながら、引き続き行っていきます。

令和3（2021）年度から令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、実施回数、延べ参加者数ともに減少しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	23	36		50	55	60
延べ参加者数（人）	296	539		1,000	1,100	1,200

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在



第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

b) エンジョイ！やすらぎ事業

社会福祉協議会への委託事業であり、地域の高齢者が運動機能向上やレクリエーションなどの様々なメニューの中から希望する講座を選択し、自ら活動に参加することで、閉じこもり防止や介護予防につながるよう支援する事業です。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
骨盤ストレッチ	実施回数（回）	5	5	
	延べ参加者数（人）	68	61	
水中太極拳教室	実施回数（回）	—	4	
	延べ参加者数（人）	—	28	
ノルディック ウォーキング教室	実施回数（回）	4	4	
	延べ参加者数（人）	46	47	
水中ウォーキング 教室	実施回数（回）	4	—	
	延べ参加者数（人）	15	—	
脳トレ体操教室	実施回数（回）	8	7	
	延べ参加者数（人）	100	99	
マジック教室	実施回数（回）	4	5	
	延べ参加者数（人）	40	28	

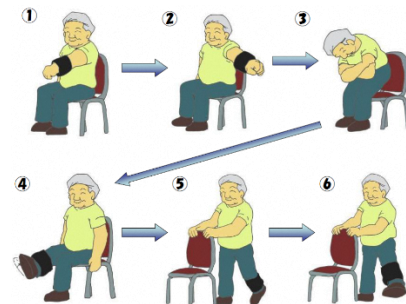
※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

③ 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況などによって分け隔てなく誰でも一緒に参加できる、住民主体の「通いの場」の活動を支援し、「通いの場」の充実と拡大を図るため、身近な場所で住民同士が効果のある介護予防体操が行うことができる「ご近所型介護予防事業」を行っています。

「ご近所型介護予防事業」は、埼玉県が作成した「ご近所型介護予防事業実践マニュアル」に基づき、全国的に展開されているおもりを使った体操（100歳体操）をリハビリテーション専門職の指導により行っています。

また、地域包括支援センターと協力し、100歳体操の普及・啓発を通じて、自主グループ内で中心的な役割を担うサポーターの養成も実施し、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手となることのできる仕組みの構築を目指します。



【100歳体操】

■ご近所型介護予防事業の実績と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施団体数	0	10		18	24	30
参加者実人数	0	200		250	300	350

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。



第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、介護予防事業等にリハビリテーションに関する専門的知見を有する理学療法士等を派遣し、助言を行っています。

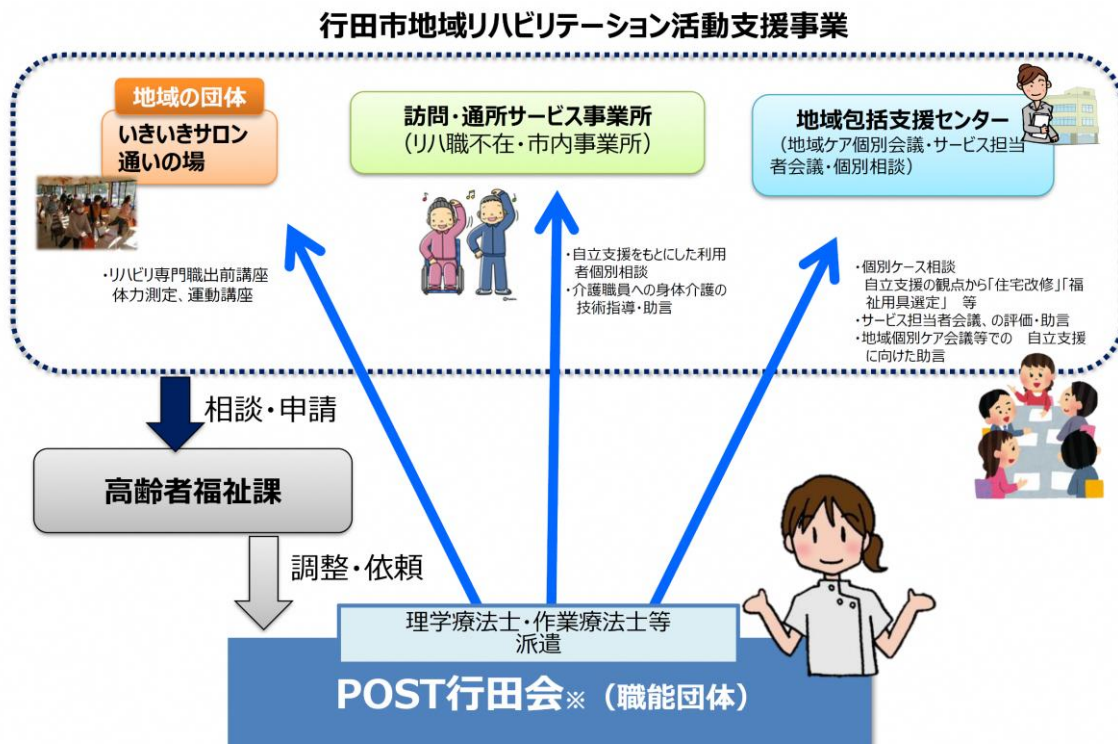
今後も、市内等の病院や介護施設で活躍しているリハビリテーション専門職や地域包括支援センターと連携を図り、地域ケア会議、サービス担当者会議のほか、介護事業所や地域住民の運営する「いきいきサロン」、「通いの場」等にリハビリテーション専門職を派遣し、より効果的な介護予防の取組となるよう、支援を行います。

■リハビリテーション活動支援事業実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用団体数	1	4	
参加実人数	14	76	

※令和5年度欄は令和5年12月末日現在

■行田市地域リハビリテーション活動支援事業イメージ図



※「POST行田会」は市内在住・在勤の理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）で構成する任意の職能団体

(3) 効果的な移動支援の検討【新規】

現状と課題

介護予防のための通いの場は地域で設置されていますが、そこに行くまでの移動手段が無くひきこもりとなるケースが多くあります。通いの場へ自分で行けない高齢者のための移動支援が必要です。

今後の方向性

行田市地域公共交通計画（令和6年3月策定予定）の施策に位置付けている地域における輸送資源の活用を検討していきます。具体的には、社会福祉法人と連携し、社会福祉法人所有の車両の空き時間等を使った通いの場等への送迎を検討します。

施策3 高齢者の生きがいがづくり等

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、地域に参加することを通じて自分らしさを発揮したり、生きがいを感じたりすることができる社会であることが必要です。さらに地域とより深く関わっていくためには、地域での役割を担うなど、地域社会に貢献できるような関わり方を持つことが大切です。

こうした視点に立ち、高齢者が自分らしさを発揮できる場、自分らしさを持つための学びの機会、地域で役割を持つための機会づくりなどを推進します。

(1) 高齢者の生きがいがづくりの推進

高齢者が、これまで培ってきた知識や技術、経験等を自分らしさとして活かしながら、地域での役割を担っていけるよう、老人クラブ活動やボランティア活動などを推進し、地域社会の担い手として活躍していくことができる体制づくりが必要です。

また、高齢者が地域の中で活躍し、生きがいを持って生活していくことができれば、それが地域全体の活性化にもつながることから、地域にある施設や団体などの資源を活用しながら、関係部署や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、これを支える各種施策の展開を図ります。

さらに、介護予防の普及・啓発といった観点からも、機会を捉え高齢者の生きがいがづくりの支援を推進していきます。

① 老人クラブ活動の支援

現状と課題

老人福祉法に基づく老人クラブ活動は、長年培ってきた知識や経験を活かした社会活動を通じて、会員相互の健康づくりや高齢者の生きがい、さらには地域づくりを進めていく中で重要な役割を担っています。

近年では、単位クラブ会長の後継者不足や価値観の変化・多様化などから、クラブ数・会員数とも減少傾向にあります。

■老人クラブの状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	49	45	
会員数（人）	1,677	1,406	

※各年度3月31日現在

※令和5年度欄は、令和5年12月末現在

今後の方向性

クラブ数及び会員数ともに減少傾向であるため、老人クラブを設立していない地区等へ重点的なPRをするとともに、前期高齢者の新規加入を促進し、後継者の育成支援を行います。



第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、
介護を必要とする人を抑制する。

② 生涯学習の機会の提供（高齢者学級への参加状況）（中央公民館）

現状と課題

少子・高齢化の急速な進展に伴い、各地域公民館では、高齢者が生きがいをもって生活できるよう各地域の特色に合わせた各種事業を幅広く展開し充実を図ることで、セカンドライフをより有意義に過ごすための支援に努めています。

高齢者の生涯学習への意欲や学習機会のニーズは、今後ますます高まっていくことから、各年齢に応じた事業内容の工夫や利用の促進を図り、公民館が高齢者にとってより身近な魅力ある施設となるよう積極的に取り組んでいます。

■高齢者学級への参加状況〔延べ参加者数〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
忍・行田公民館	69 (4)	145 (9)	0 ()
佐間公民館	134 (5)	124 (5)	0 ()
長野公民館	203 (8)	217 (11)	0 ()
桜ヶ丘公民館	89 (6)	0 (0)	0 ()
星河公民館	0 (0)	57 (7)	0 ()
持田公民館	81 (6)	170 (8)	0 ()
荒木公民館	63 (4)	88 (6)	0 ()
須加公民館	66 (4)	61 (7)	0 ()
北河原公民館	32 (3)	55 (5)	0 ()
埼玉公民館	0 (0)	0 (0)	0 ()
星宮公民館	81 (5)	235 (16)	0 ()
太井公民館	121 (8)	141 (9)	0 ()
下忍公民館	45 (4)	110 (7)	0 ()
太田公民館	64 (7)	88 (8)	0 ()
地域文化センター	41 (8)	49 (10)	0 ()
南河原公民館	55 (2)	34 (2)	0 ()
計	1,144 (74)	1,572 (110)	0 ()

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

※ () は開催回数

今後の方向性

高齢者の公民館活動の活性化を図るため、学習ニーズを的確に把握するとともに、活動で得た知識や技術を地域に還元できるよう講座内容の改善に努めます。

③ いきいきサロン事業の充実（社会福祉協議会）

現状と課題

ひとり暮らしなどで自宅に閉じこもりがちな高齢者が、その自宅から歩いて行ける範囲で気軽に出かける場として、市内に約 75 の「いきいきサロン」が設置されています。

各サロンでは地域住民やボランティア等の協働により仲間づくりや生きがいつくりなどを目的とした活動が行われており、地域住民の交流や地域支援活動の拠点として、地域をつなげる重要な場となっています。

社会福祉協議会が運営の支援を行っていますが、さらなる参加者の掘り起こしや担い手の確保が課題となっています。

今後の方向性

企業等の定年が延長されてきていることから、運営者やボランティアにおける世代交代が難しくなっています。民生委員や自治会を通して、サロンの役割をPRしていくとともに、各サロンの活動の様子などを、定期的に社協ホームページやフェイスブックなどでも更新していきます。

また、既存のサロンがその活動を継続できるよう、リハビリテーション専門職の派遣によるご近所型介護予防事業や栄養管理、口腔衛生等の健康づくり事業の実施の他、特殊詐欺被害防止対策等の生活関連情報の提供など、引き続き運営の支援に努めるとともに、サロンやそれに代わるものがない地域においては、新規サロンの設置を支援していきます。

■いきいきサロン設置数の実績と目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	85	81		78	81	84
参加者数 (人)	1,777	1,509		1,500	1,550	1,600
協力員数 (人)	515	479		530	540	550

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

第3章 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護を必要とする人を抑制する。

④ 総合福祉会館における各種事業の充実（社会福祉協議会）

現状と課題

総合福祉会館「やすらぎの里」において、訓練機器や訓練用プールを利用し、身体機能の維持・向上と健康増進を図ることを目的とした機能回復訓練事業や、生きがいつくりや社会参加を支援する各種教室を実施しています。

教室参加者に偏りがなく、より多くの高齢者・障がい者の参加を募ることが課題となっています。

今後の方向性

いきいきサロン利用者への事業紹介や障がい者団体を通じた呼びかけなどを行い、各種事業への参加者増加に努めます。

■総合福祉会館における各種事業の参加者数の実績と目標

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能回復訓練室 (障がい者を含む)	5,864	8,400		14,000	14,500	15,000
プー ル	5,671	5,760		8,000	8,500	8,000
水中ウォーキング	15	23		40	40	40
陶芸教室	67	104		110	110	110
水泳教室	33	37		40	40	40
脳トレ体操教室	100	99		100	105	110

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

(2) 敬老事業の検討

現状と課題

敬老模範家庭及び金婚夫婦を表彰する「敬老祝賀式典」の開催や、敬老祝金（市内商店共通商品券）の贈呈等を通じて、市民の敬老精神の高揚・啓発を図るとともに、各地区敬老会事業の運営費として補助金を交付することにより、地域における高齢者の交流の場を支援していきます。

■各種敬老事業の実施状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老模範家庭の表彰（件）		3	2	
金婚夫婦の表彰（組）		240	138	
敬老会事業補助金の交付（千円）		12,207	12,918	
敬老祝金の支給 （人）	77歳【1万円】	1,098	850	
	88歳【2万円】	393	352	
	99歳【3万円】	34	35	

※令和5年度欄は、令和5年12月末日現在

今後の方向性

平均寿命の延伸に伴い、対象者の増加による事業費の増大と地域における交流の場の確保が課題となっています。また元気な高齢者が増えており、「人生100年時代」と言われている中、「長寿」、「敬老」に対する考え方も変化してきています。

今後は、行田市敬老事業検討打ち合わせ会議における議論を参考に、生きがいや健康づくり、介護予防等を目的とした事業への見直しを検討します。

（3）老人福祉センターのあり方の検討【新規】

現状と課題

市内には2施設（大堰永寿荘・南河原荘）があり、いずれも指定管理者制度により社会福祉協議会へ運営を委託し、効率的な運営とサービスの向上に努めています。

一方で、両施設とも建築して約50年が経過しているため、老朽化に加えて附属設備の不具合や修繕等が多く発生している状況です。

また、いずれも市北部に立地しており、交通の利便性や地理的な要因から、利用者の分散、減少及び固定化が進んでいるため、施設の在り方について検討が必要です。

今後の方向性

行田市公共施設マネジメント計画に基づき施設の在り方を検討することとし、施設の利用者や周辺住民の「通いの場」を確保するため、公民館等の他施設の活用に取り組んでいきます。

第4章 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定

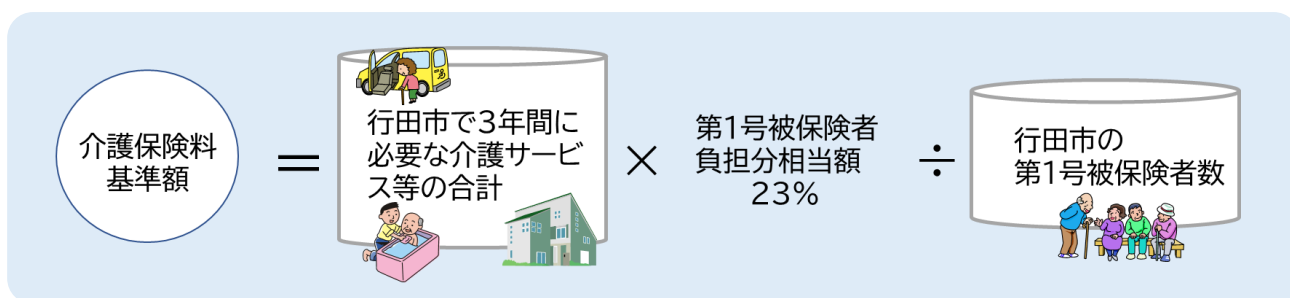
介護保険料基準額の算定の仕方について

第9期介護保険料基準額の算定の概略は、以下のとおりです。

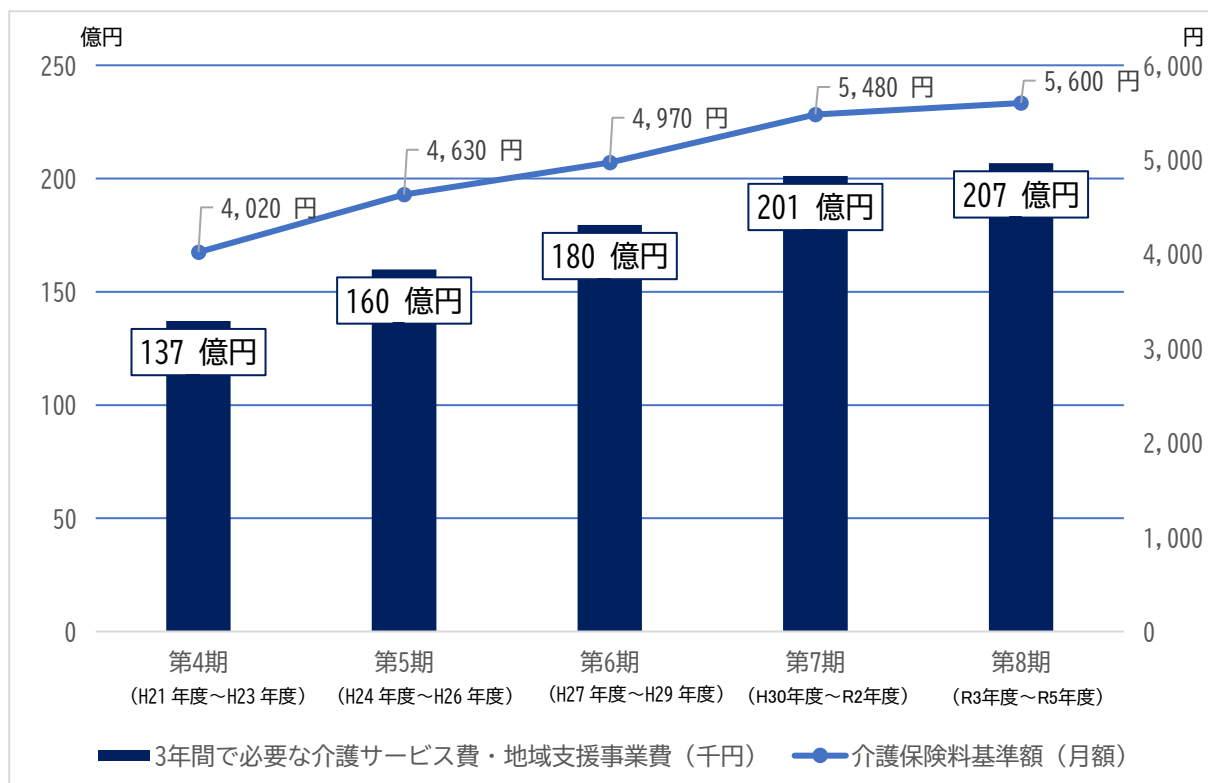
$$\text{介護保険料基準額} = [\{ (A) + (B) \} \times (C) - (D)] \times (E) \div (F)$$

- (A) 今後3年間の介護保険サービス費等の標準給付費見込額
- (B) 今後3年間の地域支援事業費見込額
- (C) A、Bの第1号被保険者負担分相当額(法定割合23%)
- (D) その他、国の調整交付金、介護保険給付費準備基金取崩額
- (E) 第1号介護保険料収納率
- (F) 人口推計に基づく第1号被保険者数

■ 介護保険料基準額算定の概略イメージ



■ 介護保険料基準額と必要な介護サービス費等の推移



第1節 保険給付等の実績

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における保険給付及び地域支援事業に係る費用の実績は次のとおりです。

■介護給付の実績

(千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
(1) 居宅サービス	2,512,368	2,622,420	2,637,879	2,633,225	2,783,143	2,690,246
① 訪問介護	168,643	200,095	182,134	215,982	202,974	241,174
② 訪問入浴介護	32,761	29,397	34,891	29,006	37,159	34,160
③ 訪問看護	125,174	117,265	143,950	120,935	165,542	108,906
④ 訪問リハビリテーション	24,472	20,234	26,919	22,923	29,611	22,367
⑤ 居宅療養管理指導	38,678	45,336	46,414	51,562	55,697	62,286
⑥ 通所介護	866,125	873,389	887,778	875,713	909,973	885,385
⑦ 通所リハビリテーション	198,900	177,815	211,829	168,706	225,597	166,634
⑧ 短期入所生活介護	520,200	557,685	546,210	529,852	573,521	519,429
⑨ 短期入所療養介護	64,050	81,303	69,174	80,780	74,708	76,499
⑩ 特定施設入居者生活介護	323,432	366,087	329,900	375,397	339,797	409,783
⑪ 福祉用具貸与	144,933	148,403	152,180	157,412	159,789	158,517
⑫ 特定福祉用具販売	5,000	5,133	6,500	4,956	8,775	5,105
(2) 地域密着型サービス	625,667	605,610	641,485	588,398	694,469	627,493
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,255	29,743	24,983	34,572	25,732	37,145
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	191,900	188,791	199,576	175,849	207,559	190,366
④ 認知症対応型通所介護	7,599	2,276	7,761	3,408	44,624	4,348
⑤ 小規模多機能型居宅介護	129,150	128,372	131,733	133,728	134,368	128,889
⑥ 認知症対応型共同生活介護	194,091	172,418	197,973	157,851	201,932	175,794
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	78,672	84,010	79,459	82,989	80,254	90,951
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
(3) 居宅住宅改修	18,218	18,221	19,128	15,341	22,042	17,041
(4) 居宅介護支援	295,800	304,939	306,153	314,657	316,868	320,426
(5) 施設サービス	2,104,522	2,010,894	2,139,645	1,962,881	2,183,361	2,029,719
① 介護老人福祉施設サービス	1,535,005	1,477,540	1,550,355	1,452,804	1,573,610	1,490,553
② 介護老人保健施設サービス	549,045	501,550	568,261	492,135	588,150	520,438
③ 介護医療院サービス	14,709	20,600	15,151	13,930	15,605	14,548
④ 介護療養型医療施設サービス	5,763	11,204	5,878	4,012	5,996	4,180
介護給付の総給付費	5,556,575	5,561,804	5,744,290	5,514,502	5,999,883	5,684,925

※令和5年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

第4章 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定

■ 予防給付の実績

(千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
(1) 介護予防サービス	112,296	107,797	118,159	118,261	129,976	130,993
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	357	0	0
② 介護予防訪問看護	13,800	9,904	14,490	14,060	15,939	20,719
③ 介護予防訪問リハビリテーション	4,837	9,071	5,079	5,593	5,587	6,357
④ 介護予防居宅療養管理指導	4,264	3,585	4,477	3,926	4,925	3,998
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	48,880	55,357	51,324	62,375	56,456	65,181
⑥ 介護予防短期入所生活介護	5,121	3,053	5,377	2,735	5,915	1,818
⑦ 介護予防短期入所療養介護	624	221	655	154	721	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	24,856	15,650	26,347	15,218	28,982	17,368
⑨ 介護予防福祉用具貸与	8,914	9,539	9,360	12,130	10,296	14,082
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	1,000	1,418	1,050	1,712	1,155	1,470
(2) 地域密着型介護予防サービス	4,575	7,690	4,666	9,030	4,806	7,695
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	4,575	5,468	4,666	6,032	4,806	4,635
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	2,223	0	2,998	0	3,060
(3) 介護予防住宅改修	9,500	8,300	9,975	10,773	10,973	8,487
(4) 介護予防支援	16,758	17,744	17,599	19,474	18,479	21,811
予防給付の総給付費	143,129	141,531	150,399	157,538	164,234	168,986

※令和5年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

■保険給付全体の実績

(千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅サービス	2,512,368	2,622,140	2,637,879	2,633,225	2,783,143	2,690,246
地域密着型サービス	625,667	605,610	641,485	588,398	694,469	627,493
居宅住宅改修	18,218	18,221	19,128	15,341	22,042	17,041
居宅介護支援	295,800	304,939	306,153	314,657	316,868	320,426
施設サービス	2,104,522	2,010,894	2,139,645	1,962,881	2,183,361	2,029,719
介護給付費計	5,556,575	5,561,804	5,744,290	5,514,502	5,999,883	5,684,925
介護予防サービス	112,296	107,797	118,159	118,261	129,976	130,993
地域密着型介護予防サービス	4,575	7,690	4,666	9,030	4,806	7,695
介護予防住宅改修	9,500	8,300	9,975	10,773	10,973	8,487
介護予防支援	16,758	17,744	17,599	19,474	18,479	21,811
予防給付費計	143,129	141,531	150,399	157,538	164,234	168,986
総給付費	5,699,704	5,703,335	5,894,689	5,672,040	6,164,117	5,853,910
特定入所者介護サービス費等給付額	285,000	229,785	321,477	196,581	349,680	187,738
高額介護サービス費等給付額	160,000	142,438	220,957	140,614	287,244	143,908
高額医療合算介護サービス費等給付額	35,000	20,441	46,040	20,941	58,189	32,885
審査支払手数料	4,000	3,450	5,200	3,573	5,720	3,674
介護保険サービス事業費(標準給付額)	6,183,704	6,099,448	6,488,363	6,033,749	6,864,950	6,222,115

※令和5年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

■地域支援事業費の実績

(千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
地域支援事業費	362,778	318,512	378,742	324,019	395,365	345,965
介護予防・日常生活支援総合事業費	216,464	180,206	225,605	184,270	235,609	194,417
包括的支援事業・任意事業費	146,314	138,306	153,137	139,749	159,756	151,548

※令和5年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

第4章 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定

第2節 第9期計画期間における保険給付費等の見込み

第9期計画期間（令和6年度～8年度）における保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込みは次のとおりです。

■介護給付の見込み

（千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス	2,792,809	2,920,930	3,007,396
① 訪問介護	252,564	259,376	266,572
② 訪問入浴介護	36,278	37,487	39,458
③ 訪問看護	111,043	115,028	118,496
④ 訪問リハビリテーション	23,598	24,186	25,448
⑤ 居宅療養管理指導	63,651	65,609	67,555
⑥ 通所介護	919,630	942,204	970,547
⑦ 通所リハビリテーション	169,396	173,933	178,331
⑧ 短期入所生活介護	517,464	532,197	552,051
⑨ 短期入所療養介護	78,303	79,280	81,078
⑩ 特定施設入居者生活介護	452,807	518,753	529,218
⑪ 福祉用具貸与	162,598	167,387	172,780
⑫ 特定福祉用具販売	5,477	5,490	5,862
(2) 地域密着型サービス	637,734	707,798	799,438
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	37,145	37,145	38,691
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	195,595	200,360	206,154
④ 認知症対応型通所介護	10,731	17,796	17,796
⑤ 小規模多機能型居宅介護	142,598	142,598	142,598
⑥ 認知症対応型共同生活介護	166,208	166,208	166,208
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	85,457	85,457	85,457
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	0	58,234	142,534
(3) 居宅住宅改修	19,502	19,502	20,468
(4) 居宅介護支援	327,979	336,292	345,719
(5) 施設サービス	2,090,273	2,128,534	2,181,852
① 介護老人福祉施設サービス	1,532,648	1,549,073	1,588,646
② 介護老人保健施設サービス	528,529	540,667	544,713
③ 介護医療院サービス	29,096	38,794	48,493
介護給付の総給付費	5,868,297	6,113,056	6,354,873

■ 予防給付の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス	139,406	145,384	149,036
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
② 介護予防訪問看護	22,567	23,168	23,770
③ 介護予防訪問リハビリテーション	6,924	6,924	7,351
④ 介護予防居宅療養管理指導	4,273	4,273	4,273
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	67,859	68,964	71,117
⑥ 介護予防短期入所生活介護	1,948	1,948	1,948
⑦ 介護予防短期入所療養介護	397	397	397
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	19,358	23,337	23,337
⑨ 介護予防福祉用具貸与	14,610	14,903	15,373
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	1,470	1,470	1,470
(2) 地域密着型介護予防サービス	7,695	7,695	7,695
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	4,635	4,635	4,635
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	3,060	3,060	3,060
(3) 介護予防住宅改修	8,487	9,744	9,744
(4) 介護予防支援	22,610	23,181	23,752
予防給付の総給付費	178,198	186,004	190,227

第4章 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定

■保険給付全体の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	2,792,809	2,920,930	3,007,396
地域密着型サービス	637,734	707,798	799,438
居宅住宅改修	19,502	19,502	20,468
居宅介護支援	327,979	336,292	345,719
施設サービス	2,090,273	2,128,534	2,181,852
介護給付費計	5,868,297	6,113,056	6,354,873
介護予防サービス	139,406	145,384	149,036
地域密着型介護予防サービス	7,695	7,695	7,695
介護予防住宅改修	8,487	9,744	9,744
介護予防支援	22,610	23,181	23,752
予防給付費計	178,198	186,004	190,227
総給付費	6,046,495	6,299,060	6,545,100
特定入所者介護サービス費等給付額	241,573	245,421	251,468
高額介護サービス費等給付額	157,232	159,732	161,100
高額医療合算介護サービス費等給付額	25,143	25,543	25,762
審査支払手数料	3,778	3,885	3,995
介護保険サービス事業費（標準給付額）	6,474,222	6,733,642	6,987,426

■地域支援事業費の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	354,237	364,942	374,595	1,093,774
介護予防・日常生活支援総合事業費	201,626	205,001	208,328	614,955
包括的支援事業・任意事業費	152,611	159,941	166,267	478,819

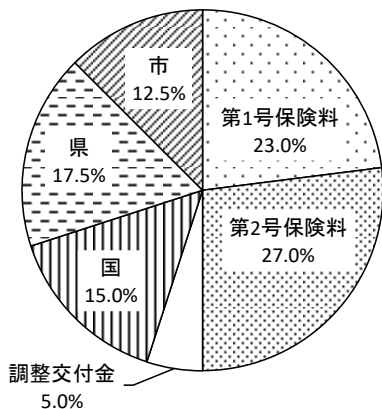
第3節 保険料の算定

各事業の財源構成は下図のとおりです。

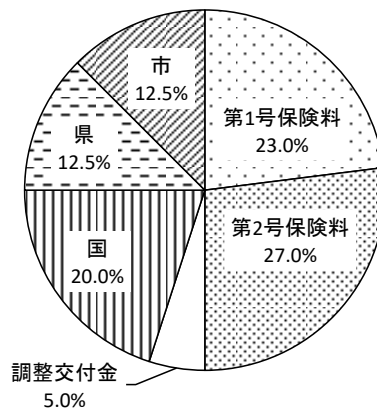
「保険給付にかかる費用」と地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用」及び「包括的支援事業・任意事業にかかる費用」とでは、第2号保険料や調整交付金の有無が異なります。

本市では、152頁の「標準給付費及び地域支援事業費の見込み」に基づき、第9期計画期間の第1号被保険者保険料の算定を行います。

■保険給付（施設分）にかかる費用

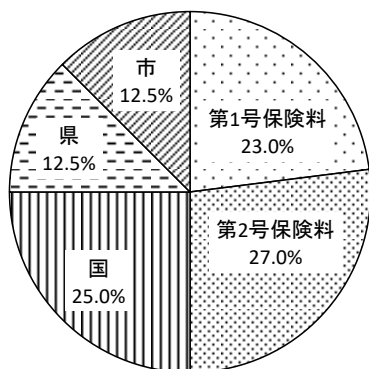


■保険給付（居宅分）にかかる費用

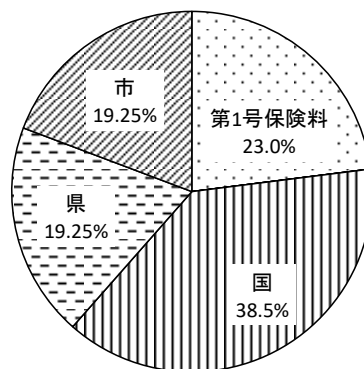


■地域支援事業

・介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用



・包括的支援事業・任意事業にかかる費用



第4章 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定

次表のとおり、第9期計画期間における第1号被保険者の保険料は、月額●●●円と算定されます。

■第1号被保険者の保険料算定

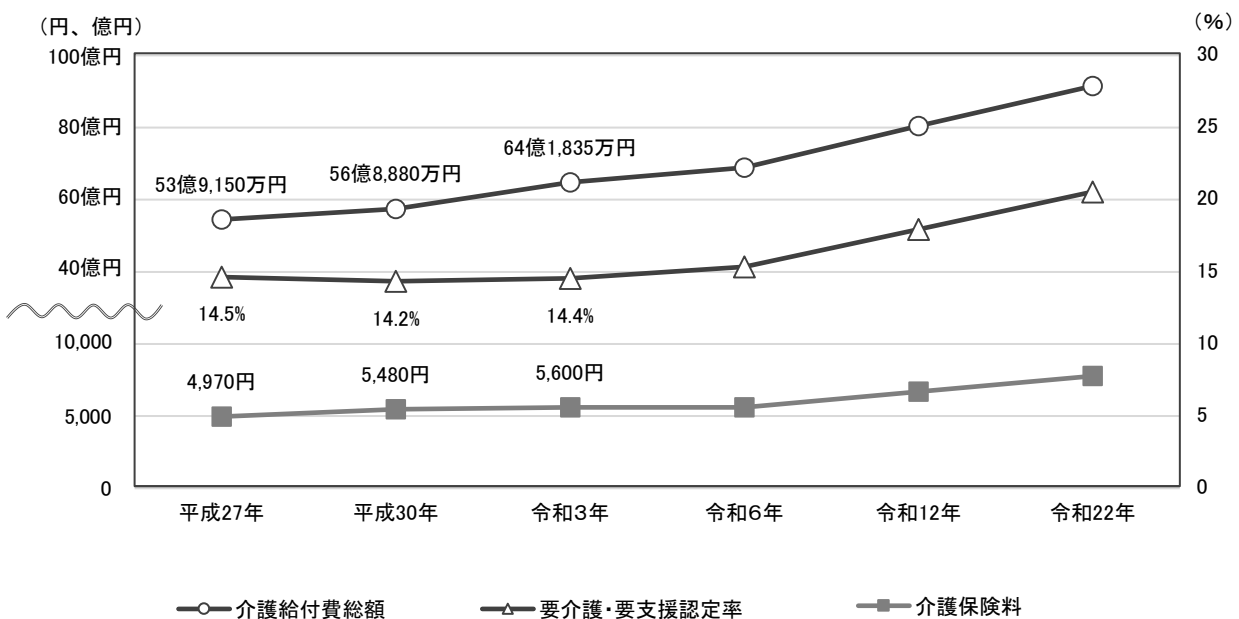
項 目	計 算	金 額
標準給付見込額 (A) うち令和6年度の標準給付見込額 (a ₁) うち令和7年度の標準給付見込額 (a ₂) うち令和8年度の標準給付見込額 (a ₃)	—	計算中
地域支援事業費 (B)	—	
第1号被保険者負担分相当額 (C)	$(A+B) \times 23\%$	
調整交付金相当額 (D)	A × 5%相当	
調整交付金見込額 (E)	令和6年度：a ₁ × 1.9% 令和7年度：a ₂ × 1.9% 令和8年度：a ₃ × 1.9% ※千円未満四捨五入	
財政安定化基金拠出金見込額 (F)	$(A+B) \times 0.0\%$	
財政安定化基金償還金 (G)	—	
準備基金取崩額 (H)	—	
保険料収納必要額 (I)	$C+D-E+F+G-H$	
予定保険料収納率 (J)	—	
被保険者数 (K) (弾力化を実施した場合の所得階層別加入割合補正後)	—	
保険料月額 (L)	$I \div J \div K \div 12$ ※10円未満切捨	
保険料年額 (M)	$L \times 12$	

■介護保険料額の経緯（月額基準額）

計画期間	行田市		埼玉県（県内平均）	
	基準月額	伸び率	基準月額	伸び率
第1期 (H12～H14)	680円 2,042円 2,723円	—	2,644円	—
第2期 (H15～H17)	2,723円	0.0%	2,859円	8.1%
第3期 (H18～H20)	3,340円	22.6%	3,577円	25.1%
第4期 (H21～H23)	4,020円	20.3%	3,720円	4.0%
第5期 (H24～H26)	4,630円	15.2%	4,506円	21.1%
第6期 (H27～H29)	4,970円	7.3%	4,835円	7.3%
第7期 (H30～R2)	5,480円	10.3%	5,058円	4.6%
第8期 (R3～R5)	5,600円	2.2%	5,481円	8.4%
第9期 (R6～R8)	計算中		—	—

保険給付等にかかる費用が増大すると（介護サービス等の利用が増えると）、その費用の一部を賄うための介護保険料額は上昇することになります。

■介護保険料額の推移・推計（参考）



資料：介護保険事業報告年報、地域包括ケア「見える化」システム

第5章 計画の推進体制

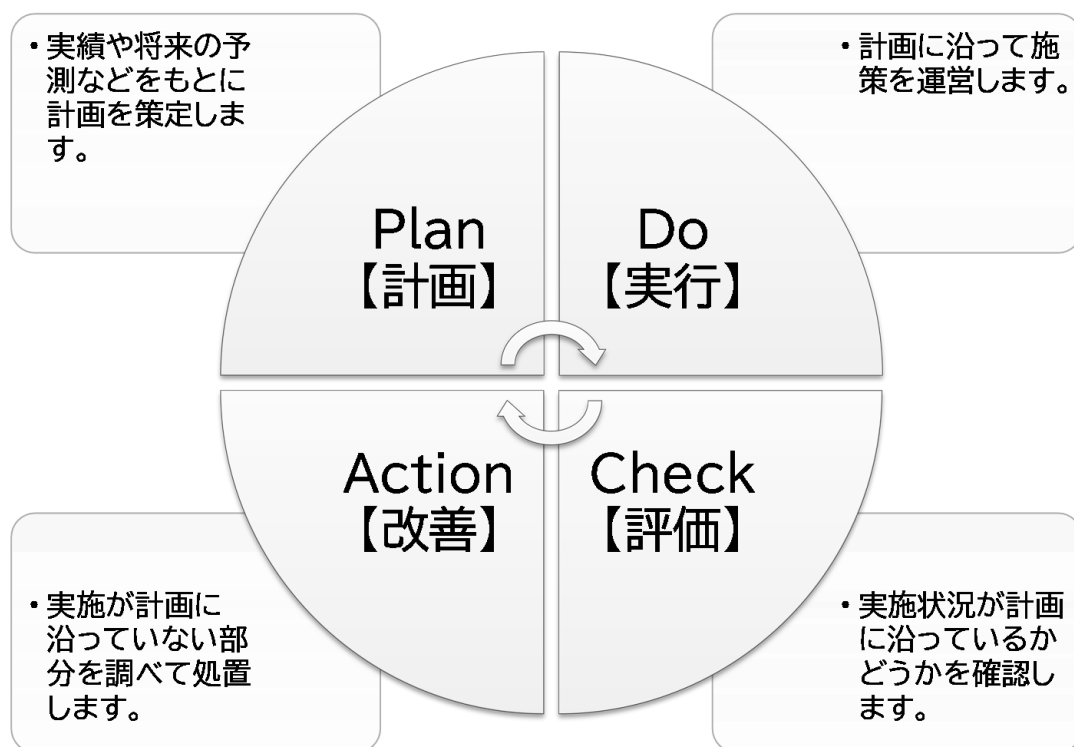
第1節 計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の進行管理においては、計画に掲げた「基本理念」や「基本目標」の実現に向けて、計画に位置付けたそれぞれの施策を推進していきます。

また、計画の実効性を確保するため、各種施策の進捗状況や達成状況について常に把握しながら、点検・評価を継続的に行っていく必要があります。特に26頁、121頁に示した重点事業については、行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会評価・検証部会にて、毎年度進捗状況の確認及び評価・検証を行い事業の改善に向けて取り組みます。

さらには、市町村保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金の中で設定されている客観的な評価指標を活用することにより、本市の保険者機能の強化を図ってまいります。



2 計画推進のための連携・協働

(1) 市民と

本計画の推進にあたっては、高齢者とその家族をはじめとするさまざまな関係者に情報を提供し、相互の情報共有を図ることが必要です。また、市民への周知を図るため、市の広報やホームページなどのさまざまな広報媒体を活用し、制度の仕組みや保険料と利用料、介護保険サービスの利用の仕方などについて、わかりやすく周知していきます。

また、敬老事業打合せ会議や生活支援体制整備事業における協議体、本計画の評価・検証部会を実施し、本計画の推進、介護保険制度の運営等協働で推進します。

(2) 地域住民と

高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスや行政が提供するサービスだけでは十分とは言えません。高齢者が安心できる生活を確保するためには、高齢者を日常的に支える地域住民の力が必要です。そのため、民生委員、ボランティア、各種サポーターとの連携を促進し、地域住民の活躍によるまちづくりを協働で推進します。

(3) 関係団体と

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、行政のみならず、介護に関わる事業者、医療機関や医師会、地域で活動するNPOやボランティア団体、町内会・自治会、民生委員など、多様な関係団体や関係者との連携・協働が必要となります。

そのため、地域ケア推進会議や生活支援体制整備事業の協議体、本計画の評価・検証部会等を実施し、本計画の推進、介護保険制度の運営等を協働で推進します。

(4) 庁内における関係部門と

高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉部門との連携はもとより、住宅、就労、教育、まちづくり、交通等、幅広い分野にわたって関係施策を効果的かつ計画的に展開する必要があります。そのためには、健康福祉部を中心に庁内が一体的に取り組み、連携する体制を整備し、計画を推進します。

(5) 近隣自治体との連携及び国、県と

高齢者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。計画の着実な進行のため、近隣自治体や県との連携を図るとともに、財政的な支援や介護保険制度の周知などについて、国や県との連携を図りながら、円滑な運用に取り組みます。

第2節 資料編

1 策定経過

委員会	年月日	内容
第1回委員会	令和5年7月14日（金）	※委嘱状交付 ○アンケート調査結果報告 ○第8期計画総括 ○国の指針案の説明 ○第9期計画策定に向けた市の基本的な考え方
第2回委員会	令和5年8月18日（金）	○ビジョン及び改正ポイントの検討
第3回委員会	令和5年10月13日（金）	○計画の構成案と重点目標の検討 ○第1章の検討
第4回委員会	令和5年12月15日（金）	○計画（案）の検討
	令和6年12月28日（木） 1月29日（月）	※市民意見募集（パブリックコメント）
第5回委員会	令和6年1月26日（金）	○介護保険料案の提示 ○パブリックコメントの実施状況報告
	令和6年1月28日（日）	※行田市障がい者計画等との合同説明会の実施
第6回委員会	令和6年3月15日（金）	○パブリックコメント実施結果報告 ○第9期行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）の確認

2 策定委員会要綱

行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 行田市高齢者保健福祉計画の見直し及び作成に関すること。
- (2) 行田市介護保険事業計画の見直し及び作成に関すること。
- (3) 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況及び成果の評価、検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 学識経験者 | (3) 福祉関係者 |
| (2) 保健医療関係者 | (4) 被保険者代表（公募の市民を含む） |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の作成から計画期間最終年度の5月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評価・検証部会)

第7条 委員会は、必要に応じ評価・検証部会を置くことができる。

- 2 評価・検証部会に属する委員は、10人以内とし、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

第5章 計画の推進体制

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

◎委員長 ○副委員長

選出区分	委員名	団 体
学 識 経 験 者	○ 長島 敬二	行田市民生委員・児童委員連合会
保健医療関係者	◎ 川島 治	行田市医師会
	古田 和也	行田市歯科医師会
	新井 孝幸	行田市薬剤師会
福 祉 関 係 者	柴崎 裕子	行田ケアマネ連絡会
	城村 有加	行田市訪問連絡会
	増田喜代子	行田市ホームヘルプ連絡会
	澤田 千尋	行田市リハビリ連絡会
	溝上 俊亮	行田市通所介護連絡会
	根岸 陵	埼玉県老人福祉施設協議会
被 保 険 者 代 表	江原 史郎	行田市自治会連合会
	小暮 福三	行田市老人クラブ連合会
	大野 秀子	公募委員

4 用語集(用語解説)

■あ／ア 行

NPO 「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のことです。福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力などの様々な社会貢献活動を行っている団体が含まれます。

「NPO法人（特定非営利活動法人）」は、そうした市民活動団体のうち、「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を言います。

■か／カ 行

介護支援専門員（ケアマネジャー） 要介護者等の相談やその心身の状況に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス事業者や施設等との連絡調整を行ったり、介護保険の給付管理事務を行う専門職です。介護サービスの利用に当たって重要な役割を担っています。

介護予防 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長と要介護状態の予防を行うことです。

介護保険制度の中では、介護保険本体の介護予防給付と、市町村の「地域支援事業」として実施される介護予防事業に整理されます。

介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険の予防給付のうち「訪問介護」・「通所介護」について、「地域支援事業」に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて特定非営利活動法人、民間企業、ボランティア等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業。「総合事業」と通称されます。

キャラバン・メイト 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人です。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し、登録する必要があります。

居宅介護支援 介護保険による居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況・本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者と連絡調整等を行うことです。

ケアプラン（介護サービス計画） 要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画です。

ケアマネジメント 介護サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況に応じた適切なサービスを提供できるよう事業者との調整を行い、ケアプラン（サービス計画）の作成や実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務を行います。

権利擁護 自己の権利を表明することが困難な高齢者等の様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理します。

後期高齢者医療 平成20年4月から開始された新しい医療保険制度で、75歳以上の「後期高齢者」を対象とします（一定の障害がある場合は65歳以上が対象）。それまでの老人保健法による医療に代わるもので、医療制度改革の一環として創設され、各都道府県内の全ての市町村が加入する「広域連合」が運営主体になります。

高齢化率 総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のことで、国際連合ではこの割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と定義しています。

■ き／サ 行

社会福祉協議会 「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）により設置された、社会福祉活動の推進を目的とした民間組織で、一般に「社協」と呼ばれています。全国社協、都道府県社協、市町村社協があり、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や生活福祉資金の貸付などのほか、各種の福祉サービスや相談援助サービスなど地域福祉の向上に取り組んでいます。

生活支援員 福祉サービス利用援助事業の専門員が策定した支援計画に基づき、具体的な援助を行います。

単に支援計画に定められた内容について援助を行うだけでなく、本人のその時々
の生活状況等を専門員に報告し次の援助へつなげます。

生活支援コーディネーター 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するため、地域の社会資源の把握や関係者間のネットワーク構築を図る役割を果たす人のことです。

成年後見制度 認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な方について、その判断力を補い、保護支援する制度のことです。

■ た／タ 行

第1号被保険者 市町村内に住所を有する65歳以上の方を言います。転入や年齢が65歳に到達したときに、その市町村における介護保険第1号被保険者の資格を有します。

第2号被保険者 市町村内に住所を有する40歳以上65歳未満の健康保険加入者を言います。転入や健康保険加入、年齢が40歳に到達したときに、その市町村における第2号被保険者の資格を有します。

なお、第2号被保険者が保険適用により介護サービスを利用できるのは、16種類の特定疾病によって要介護（要支援）状態となった場合に限られます。

団塊の世代、団塊ジュニア世代 「団塊の世代」とは、昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までに生まれた人のことを言います。また、「団塊ジュニア世代」とは、昭和46（1971）年から昭和49（1974）年までに生まれた人のことを指します。

地域共生社会 子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことを言います。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みです。

地域支援事業 被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のことで、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業 があります。

地域包括ケアシステム 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①医療 ②介護 ③生活支援 ④介護予防 ⑤住まいを一体的に提供していくという考え方に基づいた仕組みです。

地域包括支援センター 地域住民全ての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。スタッフには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が配置されています。

第5章 計画の推進体制

地域密着型サービス 介護が必要となっても誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「地域ケア」や「認知症ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じて提供されるサービスです。基本的には、利用者は事業所のある市町村の住民に限定され、市町村が事業者の指定や監督を行います。

チームオレンジ 2019年度から開始しているチームオレンジは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組です。認知症の人にもメンバーとして参加します。認知症サポーターが新たに力をふるう場として期待されています。

特定健康診査、特定保健指導 「特定健康診査」とは、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために行う健診であり、40歳から74歳までの方を対象に「メタボリックシンドローム」に着目して実施するものです。「特定保健指導」とは、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをするものです。

■ な／ナ 行

2025年問題、2040年問題 「2025年問題」とは、2025（令和7）年に「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要が増加するといわれる問題を、「2040年問題」とは、2040（令和22）年に「団塊ジュニア世代」が（前期）高齢者となり高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれている問題・課題のことを言います。

認知症 成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のことを言います。

以前の「痴呆」という呼称が侮蔑的な表現である上に、この病気の実態を表しておらず、早期発見・早期診断等の取組の支障となっているとの理由から、「認知症」という新しい用語に改められました。

認知症カフェ（オレンジカフェ） 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などができる場所です。

認知症ケアパス 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを記した冊子のことです。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン） 平成 27 年 1 月に厚生労働省が関係府省庁と共同で策定した計画です。このプランでは、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進をはじめ、7つの柱を定めています。

■ま／マ 行

民生委員 民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談業務・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行います。

■や／ヤ 行

要介護認定 介護認定審査会において判定される介護保険サービスを利用するために必要な認定で、「要介護認定」と「要支援認定」の2種類があります。

■ら／ラ 行

リハビリテーション 疾病や障害によって失われた生活機能の回復を図るため、治療プログラムなどにより人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことです。

行田市高齢者いきいき安心元気プラン

第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行／行田市 発行日／令和6年3月

編集／行田市健康福祉部高齢者福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

TEL 048-556-1111 FAX 048-564-3770
